

# 平成30年第4回長南町議会定例会

## 議事日程(第1号)

平成30年12月6日(木曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)  
日程第 3 会期決定の件  
日程第 4 諸般の報告  
日程第 5 行政報告  
日程第 6 議案第1号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて  
日程第 7 議案第2号 平成30年度長南町一般会計補正予算(第3号)について  
日程第 8 議案第3号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について  
日程第 9 議案第4号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について  
日程第10 一般質問  
日程第11 発議第1号 長南町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について  
日程第12 発議第2号 長南町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

## 出席議員(14名)

1番	林	義	博	君	2番	小	幡	安	信	君		
3番	岩	瀬	康	陽	君	4番	御	園	生	明	君	
5番	松	野	唱	平	君	6番	河	野	康	二	郎	君
7番	森	川	剛	典	君	8番	大	倉	正	幸	君	
9番	板	倉	正	勝	君	10番	左		一	郎	君	
11番	加	藤	喜	男	君	12番	丸	島	な	か	君	
13番	和	田	和	夫	君	14番	松	崎	剛	忠	君	

## 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	教	育	長	小	高	憲	二	君
総	務	課	長	常	泉	秀	雄	君	企	画	政	策	課	長
田	中	英	司	君	財	政	課	長	土	橋	博	美	君	税
務	住	民	課	長	仁	茂	田	宏	子	君	福	祉	課	長
荒	井	清	志	君	健	康	保	険	課	長	浅	生	博	之
君	産	業	振	興	課	長	岩	崎	彰	君	農	地	保	全
君	高	德	一	博	君	建	設	環	境	課	長	唐	鎌	伸
康	君	ガ	ス	課	長	大	杉	孝	君	学	校	教	育	課
文	君	学	校	教	育	課	主	幹	佐	藤	功	君	川	野
博	文	君	生	涯	学	習	課	長	三	十	尾	成	弘	君

---

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	大	塚	孝	一	書	記	山	本	和	人
書	記	石	橋	明	奈								

---

○議長（板倉正勝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

平成30年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、時節柄大変お忙しい中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろより行政各般にわたりご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年も残すところ20日余りとなりましたが、おかげさまをもちまして、本年度に予定しております事務事業につきましては、おおむね順調に推移しているところでございます。

本年4月から新たに設置いたしました放課後児童クラブは、議員の皆様、保護者の方々をはじめ、関係各位の格別のご理解とご尽力によりまして、子供たちの健全な育成に向け、確実に歩を進めております。また、旧小学校の跡地活用では、7月に2社目となる優良企業の進出をいただきました。地域の皆様はもちろん、町外の方々との交流も実感できる宿泊・交流施設は、大いに長南町の魅力を発信してくれるものと期待を寄せているところでございます。

さて、このような中、本定例会でご審議をいただきます案件は、財産の無償貸付1件、補正予算3件、合わせて4議案を提案させていただきました。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成30年第4回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

6番 河野 康二郎 君

7番 森川 剛典 君

を指名します。

---

#### ◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、御園生 明君。

〔議会運営委員長 御園生 明君登壇〕

○議会運営委員長（御園生 明君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る11月27日に委員会を開催し、平成30年第4回定例会の議会運営について協議、検討を行いました。

本定例会に付議される事件は、財産の無償貸付1件、補正予算3件の計4議案が議題とされているほか、発議2件が予定されています。また、一般質問は5人の議員が行うことになっています。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日6日の1日とすることに決定いたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成30年第4回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（板倉正勝君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） ただいまの議会運営委員長の報告に2点だけ質問させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉正勝君） 許します。

○11番（加藤喜男君） それでは、ただいま議会運営委員長の報告に対しまして、2点質問をさせていただきます。

まず、第1に会期が短過ぎるということです。今の報告では会期は1日、議案説明の後に討論、採決を行うとの説明がありました。お隣の睦沢町でも1日でございますが、ほかの町村は2日から4日を割いております。

我々議会は、議案に対する賛成、反対、修正等の判断をするわけですが、そのためには議員各自が議案の調査や精査をしたり、議員同士が意見交換をしたり、必要によって全員協議会の開催をお願いをしたりして、町の利益に合致するか調べる。議員の使命を達成するにはそれなりの時間が必要です。

議案につきましては、以前開会前に提出してほしいという要望をし、改善はされておりますが、だからといってすぐに議案説明、採決に至るとするのは、議会による議会の軽視、形骸化にほかなりません。議案には優劣はありませんが、たとえ1件であっても重要な議案もあり得るわけでございます。最低でも2日、通常は中1日置いた3日の会期を提案すべきだと思います。このような考えをお持ちの議員さん方もいらっしゃると思いますが、議会運営委員会でのどのような状況でこのようなことに至ったのか、お聞きします。

2点目が一般質問の取り扱いの問題ですが、質問内容が議案に関係する場合、質疑、討論での対応をすべきとの考えもあるのですが、一般質問は自分との意見の差など、基本的には制限をされず問いただせる議員の権利でございます。郡内市町村で採決後に一般質問をするところは1カ所もございません。採決前の一般質問が順当、妥当だと思いますが、以上2点について議会運営委員長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して説明を求めます。

御園生 明君。

○議会運営委員長（御園生 明君） 初めてのことです戸惑っておりますけれども、ただいまの質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の会期についてでございますが、現在は執行部の配慮によりまして、議案の案が事前に配付されております。正式な議案となるのは、開会日となるものでございますが、資料については十分目を通す時間はあるものと考えます。今回付議されている事件及び一般質問5人であることを総合的に勘案いたしまして、会期につきましては1日で十分審議できると判断いたしまして、議会運営委員会として1日を決定したものでございます。

2点目でございますが、議事日程は例年のとおり組ませていただいております。ただ、今回加藤議員の一般質問の内容と議案の内容がたまたま重複したこと、会期が1日によることから、このような意見があるのだろうと思いますが、一般質問の締め切りの時点では、今回付議されている事件がわからないため、一般質問として通告したものだと思いますが、加藤議員もご承知のとおり、議案審議の段階でただせるものはその中で質疑できるものと思います。この件につきましても協議をいたしましたところでございます。郡内の状況もありますが、例年の本町の実施方法からこのように組ませていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 2番の小幡です。ただいまの加藤議員並びに議会運営委員長の説明いただきましてありがとうございます。

会期日程については、1日で終わるということに異議はございませんが、この順番について加藤議員からも質問ありましたように、一般質問の内容が議案の賛否にかかわる重要な内容であると見受けられます。つきましては、ぜひとも一般質問を議案審議の前にしていただきたい。順番でいえば、第5番、行政報告と第6番以下の議案審議の前に、第10番の一般質問を持って来ていただければと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 小幡君、動議でいいんだね。

○2番（小幡安信君） 動議として提案いたします。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 今提案されているのは1日なんですけれども、資料として配付をしたということなんですけれども、資料はあくまでも資料で、本会議の日数というのは、それ相当の日にちをとるべきだと思います。今回の場合は議案が少なかったということで1日にしているわけなんですけれども、2日ないし3日はとるべきだと思います。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 私は今、小幡議員の出された動議に賛成をいたします。

その前に、和田議員と同じように、今回当初は少なかったものの議案によっては出るものもあって、発議もありますし、私も修正案を提出させていただきます。そういう場合には、議会として慎重に審議するために3日程度、中は休会程度、そういう考えでやってほしいと思います。

また、動議に賛成することを言わせていただければ、運用規定88条、町議会、それには会期の当初に設定すると、会期といっても1日しかないですから、会期中というふうに考えれば、最初の部分に持ってくると。質疑と重なる部分は、それは質疑のできるものとできないものがあるから一般質問は成り立つと思うので、その辺も十分考慮していただいて、私は小幡議員の動議に賛成いたしますので、ぜひ皆さんもそういう意味で賛成していただきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ただいまの動議に対して、賛成者の発言がございましたけれども、それについて採決したいと思います。ただいまの動議に対して賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立少数です。

ただいまの動議に対しましては、賛成者が少数ということで否決されました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日6日の1日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日6日の1日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案4件、御園生 明君ほか3名から発議2件の送付があり、これを受理しましたので、報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成30年9月分、10月分の例月出納検査結果、同法第199条第9項の規定に基づき監査委員から報告のありました平成30年度の定期

監査結果並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。  
これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎行政報告

○議長（板倉正勝君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 行政報告をいたします。

まず、（仮称）渡邊辰五郎記念館事業についてでございますが、本事業については、先般記念館を中央公民館との複合施設にしてはどうかとのご提案をいただいておりますので、そのことも選択肢の一つとして現在検討しているところでございます。したがって、今年度の予算にある基本設計業務につきましては、現在その執行を保留させていただいておりますが、今後その執行を取りやめたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、長生農業独立支援センター設立についてでございます。

長生郡内の6町村と長生農協が連携のもと、広域的な農業支援センターを開設するため、平成29年6月から長生農業独立支援センター設立に向けて協議を行ってまいりました。

この支援センターは、農業者の高齢化や新規就農者の減少、特に若手の農業担い手不足が顕著化していることから、長生郡内の相談窓口を一本化して、新規就農者の確保、定着と若手担い手農業者育成支援の体制を整備し、長生地域の農業振興を図ることを目的としております。

来年4月の法人化を目指すということでございますが、今年度の支援センターの負担額の負担割合については、これまで協議を重ねてまいりましたが、本町の負担分については本議会の補正予算（案）にて提案させていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで、行政報告は終わりました。

---

#### ◎議案第1号～議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第6、議案第1号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてから日程第9、議案第4号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から議案第4号までの議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてでございますが、本案は、旧長南小学校の跡地活用について、地元雇用の創出や町民の利活用等、地域の活性化及び地域貢献に期待できることか

ら、その円滑な運営に資するため、来年2月1日から平成36年3月31日までの約5年間、事業予定者であるリングロー株式会社、代表取締役社長、碓 敏之氏に対し無償貸付することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第2号 平成30年度長南町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算は総務費では旧4小学校ブロック塀診断調査業務委託料の追加を、農林水産業費ではイノシシの捕獲増に伴う有害鳥獣駆除報奨金及び長生農業独立支援センターの設立準備負担金の追加を、消防費では消防機庫建設に伴う用地測量業務委託料及び造成工事費の追加などが主な補正内容となっております。歳入歳出それぞれに3,587万3,000円を追加し、予算の総額を44億4,105万7,000円にするものでございます。

次に、議案第3号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は主に介護認定審査の簡略化に伴う介護保険システムの改修費を追加するもので、歳入歳出それぞれに36万円を追加し、予算の総額を10億6,520万6,000円にするものでございます。

最後に、議案第4号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は千葉県発注の給田交差点改良工事に伴う工事費として183万6,000円を追加し、予算の総額を2億1,203万6,000円にするものでございます。

以上、議案第1号から議案第4号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

〔企画政策課長 田中英司君登壇〕

○企画政策課長（田中英司君） それでは、議案第1号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開きください。

議案第1号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、最初に旧長南小学校の利活用に関する経緯などについて若干触れさせていただきたいと存じます。また、参考資料もあわせてごらんいただきたいと思います。

旧長南小学校に係る小学校跡地活用につきましては、リングロー株式会社様の誘致について進めてまいりました。そもそものきっかけは、千葉県企業立地課との官官連携事業を通じまして、町への進出に対し興味、関心を強くいただいたところであります。貴社は山形県最上郡舟形町の小学校跡地、長沢小学校でも昨年4月に長沢集学校として開校し、さまざまなイベント、セミナーや交流イベントなどを実施してスタートしており、着実な効果、実績を上げてきております。

さて、リングロー株式会社の設立は平成13年7月に設立、創業18年目を迎え、資本金は1,000万円、従業員



数は約100人の中堅企業でございます。事業内容はこの会社の強みでございます中古OA機器、IT機器の卸売り販売を中心に、品質保証、サポート体制を充実させた無期限保証のパソコン販売、コールセンターの窓口設置など、お得、安心、楽ちんを企業理念とするIT普及と地域活性化を目指す跡地活用の提案内容でございます。特にリングローさんの得意とする中古パソコン等、IT機器のリユース事業を基本として、無料パソコンの修理出張サービスやITに関するセミナーやイベントを通じ、地域住民の方が集い、憩える交流の場として地域活性化に取り組む内容となっております。

この企業進出における進めてきた経緯でございますが、8月31日に小学校跡地活用検討委員会につきまして、協議、検討していただいたところ、旧長南小学校の活用案について、基本方針との整合性が十分に図られているとの検討結果をいただき、9月7日付で町執行部局に受理いたしました。町としては、地域活性化や雇用創出が期待でき、地域住民の皆さんにも安心して受け入れてくださる超優良企業として判断し、9月13日に議会全員協議会での事前説明、10月14日、日曜日の昼間、17日の平日夜間の両日にわたり住民説明会を開催してきました。また、11月9日にはまちづくり委員会での答申などを経て了承をいただいております。そこで、今回財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについてお願いするものでございます。

地方自治法には議決事件として第96条第1項第6号に、普通地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないとあり、6号には条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けることと明記されており、この条文を根拠条文として議会に提出するものでございます。

次に、無償貸付とする理由につきましては、大きく5点ほど掲げられます。

参考資料の2ページをごらんいただきたいと存じます。

財政上のメリットとして、法人町民税、個人住民税による税収見込みが年間約200万円程度と見込まれる点です。企業進出がなければこのような税収によるメリットは生まれてきません。

2点目でございます。小学校跡地の恒常的な維持管理経費の削減となり、節減年間約130万円程度につながり、町の財政負担が大きく軽減、圧縮することとなる点でございます。

3点目として、雇用の創出により運営スタッフ、コールセンターなど、6名程度の社員が採用となる点が掲げられます。

4点目として、今回は特に常駐社員として、しかも家族全員が長南町へ移住してきてくれる点であります。社員として1名、小学生、中学生それぞれ1名ずつ、現時点の見込みですが、移住する予定となっております。

5点目として、町民に寄り添った事業内容、例えば町民が気軽に立ち寄れ、利用できるパソコン教室などが掲げられます。また、長南中心市街地の活性化に寄与すべく、地域住民が集える場の確保、定期的開催される交流イベントなどにより、今まで停滞していた機運が盛り上がることなどの相乗効果が非常に期待できる点などが挙げられます。

以上、大きく5つとする理由から無償による貸し付けをお願いするものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただき、議案書の2ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1、無償貸付する財産の種類として、土地、建物及び建物の附属物とするものでございます。

2として、無償貸付する財産の所在等でございますが、土地につきましては表にお示ししてございますとお

り、2筆、770番地1と855番地1となっております。現況の合計面積は5,987平米となるものでございます。その2筆の土地の中で本校舎が建っている部分、753平米を無償貸付とする土地の地番、面積とするものでございます。詳細な図面は、参考資料の2枚にわたりますA3判の図面をごらんいただきたいと存じます。建物につきましては、本校舎、鉄筋コンクリート造、延床面積1,906平米でございます。建物の附属物として、建物に附属する電気設備、給水設備及びその他の設備とするものでございます。

3点目、無償貸付にする相手方につきましては、所在地、東京都豊島区池袋2丁目77番5号、名称はリングロー株式会社、代表者は代表取締役社長、碓 敏之氏でございます。

4点目、無償貸付の期間につきましては、来年の元号改正を見据えて西暦表示を加えております。平成31年(2019年)2月1日から平成36年(2024年)3月31日までとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長(板倉正勝君) これで、議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

[財政課長 土橋博美君登壇]

○財政課長(土橋博美君) それでは、議案第2号 平成30年度長南町一般会計補正予算(第3号)の内容の説明を申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号 平成30年度長南町一般会計補正予算について。

平成30年度長南町一般会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成30年12月6日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度長南町一般会計補正予算(第3号)でございます。

平成30年度長南町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,587万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,105万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

2款総務費でございます。

1項総務管理費、5目財産管理費、11節では旧長南小学校消防設備等の修繕料、13節の財産管理委託料は旧4小学校のブロック塀診断調査業務及び又富団地のり面草刈り業務委託料等で、15節では旧西小学校のり面補修工事費をそれぞれ追加するものでございます。13目の諸費でございますが、税等還付金を追加するもので

す。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、システム改修費及び人件費に伴う介護保険特別会計繰出金を追加するものです。

3目国民年金費では、制度改正に伴うシステム改修委託料を追加するもので、特定財源につきましては全額国庫支出金の基礎年金等事務費交付金を充てさせていただくものです。

5目社会福祉施設費では、青年館等の屋根修繕等に伴う集会施設整備事業補助金を追加するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では子育て交流館屋根修繕料を、2目児童措置費では児童手当国庫負担金返還金を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。

5款の農林水産業費でございます。

1項農業費、3目農業振興費8節報償費では、イノシシの捕獲増に伴います有害鳥獣駆除報奨金及び18節備品購入費では、小動物処理装置購入費を追加するものです。特定財源でございますが、261万5,000円のうち73万5,000円は野生獣管理事業県補助金を充てさせていただくものです。

19節では千田支部の種子生産組合への農産産地支援事業補助金188万円を追加し、特定財源につきましては、全額県補助金を充てさせていただくものです。また、新規就農者の確保、定着と若手担い手農業者育成支援の体制を整備することを目的に、長生郡内6町村と長生農協が連携のもと、長生農業独立支援センター設立のための準備負担金110万5,000円を追加するものでございます。

7目農村環境改善センター費では、消防設備及び空調設備の修繕料を追加するものです。

10ページをお願いいたします。

8款1項消防費でございます。

3目消防施設費では又富、棚毛、千田地区の消防機庫建設に伴いまして、13節では用地測量業務委託料、15節では造成工事費の追加をするものでございます。

9款教育費、4項社会教育費、2目公民館費では、公民館塔屋屋根補修工事費の追加、また5目保健体育費、1目保健体育総務費、11節では旧4小学校廃校による体育館の利用者増に伴います電気料及び猛暑によるプール利用のための水温調節等による水道料の追加をするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

10款地方交付税は、一般財源所要額として3,320万4,000円を追加するものです。

14款国庫支出金、15款県支出金の特定財源につきましては、歳出においてご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

なお、人件費の補正でございますけれども、今回は不足する科目につきまして追加補正をさせていただきました。最終補正におきまして、清算をさせていただきたいと思っております。

11ページに明細を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、議案第2号 平成30年度長南町一般会計補正予算（第3号）についての内容の説明を終わらせていた

だきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

〔福祉課長 荒井清志君登壇〕

○福祉課長（荒井清志君） それでは、介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年12月6日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）です。

第1条第1項をごらんください。今回の補正は36万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,520万6,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

今回の補正は介護認定審査の簡素化のため介護認定システムの改修費と職員標準報酬月額改正による共済費の増額となります。共済費の増額については、職員の人件費ですので説明は省略させていただきます。

介護認定については、第一次判定と第二次判定がございます。第一次判定は調査員の調査結果を判定システムに入力することによりコンピューターの判定が下されます。この一次判定結果と主治医の意見書により、長生広域で行われております、毎週水曜日と金曜日に行われています審査会で二次判定が行われ、ここで初めて介護度が決定いたします。高齢化に伴いふえ続ける介護申請に対応するため、国より簡素化の指針が示され、一定の条件のもと二次判定を省略し、一次判定をもって介護度としてもよいという指針が示されました。

長生郡市におきましても、この指針に基づき、この1月1日からの申請分については簡素化することといたしました。簡素化のためには市町村で使用している判定システムと長生広域で使用しております総合システムの改修が必要で、今回補正をお願いするものでございます。

1款1項1目13節の委託料13万5,000円で町の判定システムを、2項1目19節の負担金補助及び交付金8万5,000円で長生広域の総合システムの改修を行うものでございます。この簡素化により、更新申請の約1割、年間約800件が二次判定の省略ができるという形になっております。

2ページをお願いします。

補正の財源は一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

8ページに給与費明細書を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上をもちまして、議案第3号の内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、議案第4号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

議案第4号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成30年12月6日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の農業集落排水事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

平成30年度長南町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,203万6,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入より説明させていただきますので6ページをお開きください。

4款1項1目1節では、前年度繰越金183万6,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、7ページをごらんいただきたいと存じます。

2款1項1目施設管理費におきまして183万6,000円の追加をさせていただくものでございます。15節工事請負費183万6,000円、給田地区管路施設維持工事でございますが、この内容は給田地先の県工事によります交差点改良工事に伴い、農業集落排水のマンホール14カ所の高さの調整工事が必要となったものでございます。その工事費の追加をお願いするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、議案第4号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、議案第4号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第4号までの内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時10分を予定しております。

（午前 9時51分）

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

---

○議長（板倉正勝君） これから議案第1号財産の無償貸付につき議決を求めることについての質疑を行います。質疑ございませんか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 3点ほど確認させていただきます。

1つ目が旧長南小学校の貸し出しにつきましては、2社が同時に進行していたと思ったのですが、今回日本語学校を外す形でとりあえずはリングローに貸すという議案が出てまいりました。日本語学校については、さきの説明会、全員協議会だったと思いますが、3つの理由で当面先送りとの説明を受けましたが、関連しますから、当面とはどの程度の期間なのか、来年の定例会とか、1年先とか、ちょっとこの件を聞いておきたいなと。また、これは、もう断念だということで受け取ってよろしいのかということも申し添えておきます。

次に、学校建屋と関係する土地を無料で貸すという提案でございますが、建屋周辺の草刈り等の管理は誰がやるのかとか決まったのかと、ちょっとこの間曖昧な感じで終わっておりますが、その辺が同社と協議で決まったのかということ。また、町管理の屋内運動場、体育館ですが、あと屋外運動場の草刈り等については、町が行うと思いますが、リングローはこれらの施設を無料で貸して使えるのかということ。

3点目が、いつごろからかは定かではありませんが、旧長南小のプールの水上にソーラーパネルが現在もあります。学校の貸し出しと関係をするからですからお聞きするわけですが、いつからいつごろまで、誰がどのようなことを何のためにやっているのか、またこれは有料でお貸ししているのか、貸しているとすれば無料なのか、またこれはどこからこういう話が出てきたのか、誰か紹介者でもあったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、加藤議員3点、1点目、2点目は私のほうから答弁させていただきますと思います。

まず、1点目の2校を当初リングローさんとジェイエルエスジーさんで進めてきたんですけれども、全員協議会でそれは見送ったと、当面の間は、いつごろになるかというご質問でございます。

当分の間ということで、当分の間、はっきり定かではございません。町執行部局としては、この3つの理由、一番の大きい点は、先進地の兵庫県の佐用町のほうでの実績が余り思わしくないというようなこと、あるいは入管法の関係、その他いろいろ含めまして見送ったところなんですけれども、社会情勢、国のほうでもまたどういような状況変化があるかわかりません。そういった、内容をよく見きわめながら、町としてはできるだけ慎重に期していきたいと思っています。

今の時点では、次の年明けの3月議会か、その次の6月議会というようなこと、早目に想定していますけれども、日々刻々と状況は変化してきてございますので、場合によってはもう少し先送りになるのかなと、それが当面の間は今断念なのかということまで、最終の落としどころまで、加藤議員の質問はありましたけれども、現時点では断念ということまでは町執行部としては考えてございません。1点目は、そういうような回答でよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、学校の周辺の草刈りの関係なんですけれども、これはまだ実際に相手方を踏まえ、詳細な協議をしてございませんので、これからどういうふうな体系の草刈りにするのか。説明会のときには、町のほうからの答弁では、有志的に長谷川さんという方が積極的に母校への思い入れでやっております。そういったことも町長の総括の中では、それを含めて、これからもぜひご協力をいただければというような一くくりのまとめもいたしました。

そういった中で、できる限りそういったものも含めてどうなのかということについては、これから詳細に決めていきたいということで、現時点では詳細部分については未定でございます。

○議長（板倉正勝君） 財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 旧長南小学校にありますプールの貸し出しでございますけれども、まず聞かれた順番からお答えさせていただきたいと思いますが、まずいつからということでございます。こちらにつきましては、貸付の契約からいたしますと30年5月14日から、今の予定ですと12月13日までを期間的には予定しております。これにつきましては、また今後延長のお話は出てくるかと思いますが、現契約ではそういう形で契約をしているところです。

また、誰がということですが、こちらにつきましては、茂原の東洋ケミカルエンジニアリングさんでございます。

どのようなということで、目的かということだと思いますけれども、これにつきましては、水上の太陽光発電の設備用のフロート架台、フロートの台、水中の台の実施試験のために使用しているということでございます。

有料か無料かということでございますが、こちらにつきましては、有料でお願いしております。

また、どこから話があったかということですが、こちらにつきましては、企業さんのほうから町のほうに話がございました。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 1点目については、3点と理由ということでお示しをいただいておりますからいいのですが、断念をしたわけではないということでは理解をいたしました。また、来年3月、1回、2回定例会にはまたそういう話が出てくるのかということでは了解をいたしました。

2点目については、さっきのプールも中に入っている土地でありまして、どうするのかなということで、前にも聞いて、今回も聞いて、まだ詳細は未定であるということでありまして、これはちょっといかなものかなという感じがいたしました。

それから、3点目ですけれども、5月から12月まで延長があるかもしれないということで、茂原の東洋ケミカルさんということで、茂原の名士の方だと思います。町長もよくご存じの方のようでございます。私も拝見させてもらって、多分フロートか何かで、今、岩瀬議員なんかに聞きますと、山倉ダムなんかにもいっぱいフロートがあるということで、メガフロートということで、実質的に動いているところがあるということで、それに参入するから実験をするんだろうなということで、了解をいたしました。これはお幾らぐらいで貸しているか、賃料がまだ今聞きますけれども、賃料がお幾ら当たり、どういう算定根拠で決まったのかと、ちょっとこれをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 貸付料でございますけれども、一月に3万4,850円です。この根拠といたしましては、プールの敷地の面積が510平米、それに占用の関係で太陽光の占用料の関係で、太陽光の設備の場合の単

価が決まっております。そちらの単価、1平米当たり820円を掛けさせていただいております。それが1年分ですので、それを12で割ると1カ月分ということになります。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 1カ月分で割ったものであつ掛け算で何月分ということですね。3万4,850円を一月としてプールを使つてもらつてゐるということでありませう。普通財産ですから、有料で貸す分については、結構だと思ひます。

ちよつとおかしいのは、プールを有料で貸して、リングローに無料で貸すといふこのつじつまが合うのかどうかといふところが非常に疑問を持つところでございますが、疑問があるといふことで終わります。

○議長（板倉正勝君） ほかに質疑ございませうか。

3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） 今回、この資料の中で、無償貸付の理由、メリットのほうは今回書いていただきまして、数字的なものが出てきましたので、わかりやすくなつてきたと思ひますけれども、私が全員協議会で求めましたのは、メリットと、当然庁舎の修繕等も想定されてくるわけなんですけれども、その辺を踏まえた中でメリット、デメリット、そのコストバランスを聞きたかつたわけなんですよ。要は、だからそういう修繕料が出てきた場合においても、メリットのほうが、金額だけではないですよ。町における経済波及効果等を含めたときにメリットがあるんだと、そういうものを考へてゐるのかどうか、お聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めませう。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、岩瀬議員のほうからもう少し踏み込んだ形、費用対効果の中でのトータル的なコストバランスといふことで、これについては、先ほど提案理由の中で説明させていただきました。もう少し細かく積算根拠をお示しできればよかつたのですけれども、このような形で、一番シンプルな形でやつたほうがわかりやすいただろうといふことで、このような形の大きな理由として掲げたわけでございます。

当然、税務住民課、あるいは財政課とも協議した中で、このような年間の必要経費、あるいは税金、こういったものは算出できたところでございます。向こう何年間も大分あやふやな数値を載せてもいけないので、中長期的なものについては、お示しできないことは申し分けなく思ひます。

一番の重要なところ、経済波及効果といふものもお示ししようかなとは思つたんですけれども、一応仮にこの参考資料にはお示ししてございませうけれども、この企業が来ることによつて、どのような経済波及効果なのかといふことは、とりあへず我々のほうも経済産業省の簡易的なソフトツールに用ひまして計算した数値でございます。約1,400万円程度の経済波及効果があるといふことで、計算はしておるところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） 推定でしょうけれども、1,400万円の効果があるといふことで、そのことはわかりました、理解しました。

ただ、私はもう1問あるんです。要は今回で3校目です、無償の貸付は。私は基本的に長南町といふのははっきり言つて、そんなに知名度も高くないで、圏央道のおかげで多少知名度は上がつておまして、企業誘致



に少しは有利になっていると思います。そういう中で、確かに無償貸付ということも、一つの企業誘致には効果があると考えています。

ただ、この3校目になって、私は見ているんですけども、東小、西小、当然結構優良な企業が来ているんですけども、町への経済波及効果が見えてこないということがあります。住民の方々も結構高齢化が進んでおまして、なかなか経済活動に専従できないということもあると思います。そういう中で、町としてせつかく誘致しているわけですから、もう少し住民の方が経済活動に参加できるような環境整備に取り組んでいくべきだと私は考えております。その考えをぜひ聞かせていただきたいと思います。

これはどうしても町が取り組んで環境をつくっていかないと、なかなか入ってこれないような環境にあるのではないかと思います。そういうものを整備していただきたいと思いますので、お考えをお聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 貴重なご提言ありがとうございます。

我々もこの東小、西小に来ている中で、当然地元への地域貢献ということ、まさしく岩瀬議員、そのところのポイントを突いてきたというふうに私は感触を感じております。

そういった意味で、東小ですと消防団の方だとか、あるいは広報、今年の8月号を見ていただけたと思うんですけども、肝試し大会だとか、そういった中で、クラフティーさんについては、結構地域住民の方といろいろ折衝を絡んで、いろいろな行事をしていただいて、大分地域住民の方については、非常に受けがいいと思いますか、そういった内容の感想をいただいております。

また、西小につきましては、4,000人ほどの交流人口といいますか、宿泊、昨日もたまたま私、別件の内容でマイナビさんの理事さんの方とお会いしましたが、1万件までいくような様子、オールシーズン、1年間通して、ちょっと1月だけは厳しいんですけども、あとの月については、ほぼほぼ満室というような状況まで見込んでおるといこと、西小さんについては、絶えず企業努力として、この12月1日から水曜日と土曜日ですか、週2日間、夜カフェだとか、営業時間を延長したりして、地域住民の方、あるいは町外の方、そういう企業的には積極的な企業活動も行って、町内の品物がますます売れてきているというような状況を伺っております。

確かに、冒頭岩瀬議員のほうでもう3校目だよ。もうそろそろ目に見えた形で知名度が上がってきているから、どうなのかということなんですけれども、我々が今思う、感じる点については、この平野体制になってから、ほかのところは非常に四苦八苦している状況なんですけれども、奇跡的に1校目、2校目が来たとき、そこそこの企業さんに来ていただいたと、3校目の長南小はどうなのかなということで、非常に事務方としても危惧していたところなんですけれども、何とか今提案している中で企業さんに来ていただいたということで、いろいろと千葉総研の方だとか、銀行サイドの金融機関等に聞いても、あるいは県の方に聞いても、長南町さん、今がチャンスだよと、今廃校がどんどん年間500校近く進んできている中で、先手必勝じゃないですけども、できるだけこういった形で企業誘致をしていくことにこそ意義があると。

今後、ますます出てくる中で、長南町の先手必勝という形で、素早くスピーディーに切り込んでいくことが

今こそ大事なんじゃないでしょうかというようなことで、11月22日でも県の企業立地課さんのほうと官官連携事業で誘致事業等も豊栄小を紹介したんですけれども、そういったイベントを通じましても、そういうようなご助言、アドバイスをいただいたところでございます。

そういった意味で、長南小を含めますと残りあと1校、そういった豊栄小もこういった形で、できるだけ早く進めていければというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 3番、岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） 私の答弁にはちょっとまだほど遠いのですけれども、要は私が言っているのは、お客さんとかが来ますよね。そうしたらそのまま帰すんじゃないんですよ。町に経済が回る。要はそこでそのまま例えば西小だったら西小でも構いませんけれども、泊まりに来る。それから、バスに乗って帰る。そうじゃなくて、町に経済波及効果ができるような仕組みをつくってくれと言っているわけですね。間接的じゃないんですよ。直接的に町の住民、商人、そういうものに経済効果があるような環境整備をつくってくれと言っているわけですよ。その辺を理解していただいて、取り組んでいくというふうな答弁はいただけないものですかね。

○議長（板倉正勝君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 確かに、無料の貸し出しでもって企業さんは来ております。2社来ておるんですけれども、その波及効果は実際あるんですね。雇用の面とか産業の面とか、いろいろとあります。ただ、この波及効果を行政のほうとしても、これからと言っはいけないんですけれども、町民の皆さんにどういう波及効果があるのかということ整理して、年に1回くらいは公表したほうがいいのかというふうに思っています。それについて、今後やらせていただきます。

さらに、直接これから町の経済波及効果というようなことで、今実はマイナビさんともいろいろ議論しております。何とか西小の宿泊施設だけでなく、付加価値をつけた取り組みをということで今考えておまして、その一つとしては観光ですね。もう少し長南町の観光資源を有効活用して、泊まりに来た人たちをそちらのほうに向けていくと、そういう観光施設の開発というんですか、開拓も今検討しているところであります。

そういった意味で、できることから一つずつ町のメリットを最大限に生かした取り組みをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかに質疑ございませんか。

2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 今質問にもあった環境整備のことにも関係するんですが、長南小学校、さきに文化協会が借りたいということを町のほうに申し入れて、町のほうでは断ったと。これはとても残念なことだと思って、リングローさんの説明会に出席して聞いたときに、これは町の文化協会と非常に整合性のある活動だなという感じを受けたんですね。

特にパソコンなんかを無償で見ると、町の文化協会が長南小学校に恒常的に教室を使って出入りするようになれば、文化協会の会員がパソコンの維持管理を非常にリングローさんをお願いできやすくなるんじゃないかなという感じを受けて、これは長南町の文化の向上自体にも役立つなという感じを私は受けたんですが、

それに反して、町としては公民館として使うのではなくて、相変わらず企業だけを向いていると。

今度の庁舎の建設についても、今少しもめている段階ではあるかと思いますが、もし公民館等を利用して、一時避難的に公民館を庁舎として利用する場合に、今度は長南小学校を公民館として利用せざるを得なくなるという感じを受けているので、この長南小学校を文化協会、あるいは町民に貸さないということの理由をはっきりと示していただきたいということが1点と。

もう一つは、リングローさんが当初の計画の中で、空き教室を又貸して収入を見込んでいるというような計画書を出してありますけれども、基本的に又貸しはできないということは、さきに行われた2校のときにも契約書の中にたしかあったと思いますので、これはリングローさんのほうに、これはできないんだよということをきちんと説明していただけるのかどうか、以上2点についてお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 確かに、文化協会のほうから長南小学校を活用したいというような要望がありました。

この4月ごろだったと思うんですけども、活用したいということですから、まだその時点で、活用方法が決まっておりませんでしたので、それはわかりましたと、要望は受けましたと。ただし、いろいろこれから事務方としても活用方法を検討していくのでありますので、その活用内容、活用提案を具体的な活用方法を提案してくださいと、要望してくださいと、そういうお願いをいたしました。それがいつになっても具体的な活用提案は示してくれておりません。

そんなこんなしているうちに、企業さんのほうの要望がありましたので、ある程度その要望の検討に入って方針が決まった時点で、今度は文化協会の署名入りの要望書が来ました。要望はもう聞いているんですから、具体的なものを示してくださいと再三お願いしてあったんですけども、それがなかったということで、文化協会の要望を断ったわけではないと、そういう一つの流れの中でこういう結果になっていると。

そういった中で、リングローさんは、建物全てを使いこなせるということではなくて、当然空き教室も出てきます。それを先ほどの言葉で言うと又貸しというふうに言っていますけれども、要するに外部に貸して、管理費の一部を負担してもらおうと、そういったことが賃料という中で出てくるのではないかと思いますけれども、リングローさんの考え方は、あくまでも管理費の一部を負担してもらおうための金額だと、そういうふうに聞いています。要するに、普通のアパートなんかでいうと共益費を負担してもらおうんだということでもあります。

ですので、文化協会のほうで、あの施設を使いたいということであれば、共益費の一部を負担して、あそこを使うことは、今後話し合いの中では十分余地のあることだと思っておりますので、文化協会の意見を聞きながら、リングローさんと話し合いをしていきたいというふうに思っております。そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） ちょっとずれたところがあると思うんですけども、リングローさんに貸すのは一部ですよね。長南小学校の一部の校舎で、リングローさんが借りた一部の校舎をさらに又貸しするということについては、ちょっとこれはよろしくないんじゃないかということをお願いして、私が言った文化協会が使うというのは、リングローさんが使わない残りの部分について、文化協会、あるいは公民館として使うことについて

どうかということ、これについて共益費を負担云々ということは、今まで公民館、文化協会に貸すのにまさか費用を取っていたとは思いませんけれども、長南小学校については、今度は費用が発生するということになるのでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 文化協会のほうについては、先ほどお話ししたとおりでありまして、又貸しという中では特に制限はないというように思っていますけれども、あくまでも文化協会の拠点は公民館だというふうに思っています。もし公民館じゃなくて小学校のほうに拠点を移すよということであれば、それなりに私どもはしっかりまた考え方を新たに持っていきたいなというふうに思っていますけれども、私のほうでは今公民館が活動拠点、それを補足、補填する意味で、小学校の空き教室を使うのではないかと、そういうような理解のもとで先ほどの話をさせていただきました。

当然、リングローさんに貸さない分をそういった町の施設として使うということであれば、建物の一部も今度は町が管理していかなくてはなりませんので、維持管理費は面積割合で町が持つことになるわけです。結果的に、共益費と同じような額が町としても出ていくと。

ただ、一つの建物を二者で管理するというのは、非常にやっかいだと思っておりますので、代表でリングローさんに維持管理をしていただいて、その維持管理費の共益費を町が負担する。こういう考え方も一つあってもいいのではないかとこのように思っています。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかに。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 7番、森川です。少し重なるかとは思いますが、無償貸与について確認ということで4点ほど伺います。

まず、前置きはありますけれども、私はこの小学校の跡地に関して、企業さんとか関係者とか、何回か案内とか下見とか、行ったことがあります。12月4日には豊栄小学校さん、こんな小学校ですと紹介したこともあります。ほかの跡地も見たいとか、そういう中で、町は今までの2校について、こんなふうにお貸ししていますよというような話をしています。

そういう中で、今有償、無償の話で、この有償、プールに太陽光の実験施設なんのでしょうか、月々3万4,800円、年間にすると45万円、結構お金って入ってくるのかなど。以前、太陽光の施設、栃木のほうは70万ぐらいという話ですから、かなりあれだけの面積で取れるということは、有償としてはすばらしいと。ただ、有償と無償の違いを住民説明会のときに有償で貸していたのに、有償の話はこれは出てこなかったですよ。きちんといいと思うんですよ。無償ではこれだけのメリットがあるから本校舎をお貸しする。有償ではこういう金額ですと。ただ、有償で貸すかという、何で無償に太陽光はしてあげないのかなど、それはメリットがないからなんだろうけれども、そういう話を有償と無償の貸付の違いをぜひはっきり説明していただかないと、私なんかも紹介とか、あるいは住民に言う場合にも、非常にその差が説明できないという点がありますので、これについてお願いします。

そして、この参考図だと、駐車場の位置も855番地の1をお貸しすると思うんですけども、ここは珍しいというか、新たなケースで、町民もやがて運動場、駐車場とか、あるいは体育館を使えると、そして西側校舎のほうにも体育館の位置が入っております。こういう関係で、果たして私たちが例えば盆踊りをまたやらせてもらうといったときに、向こう側の駐車場をお借りできるとか、そういうこともちょっとお聞きしたいなど、借りたときの相互のことです。ですから、この契約内容、契約費案を出さないということですから、それが前と比べて、こういう複合的に使う場合にはどんな契約方針で考えているか、これについてはお聞かせを願いたいと思います。

そして、具体的な数値を出してもらいたいのですが、参考資料の5番、無償貸与の理由で、以後財政上のメリット、年間管理費の削減、130万と書いてあるんですが、1校当たり前に聞いたときは3校で450万、ということは1校当たり150万なんですけど、そうなる130万浮くということは、あとは20万くらいの経費しかかからないと。この辺もし大体でいいですから、こういう理由で130万円浮きますよと、この辺をお聞きしたいと思います。

以上3点です。あとで1点追加するかもしれませんが、それをお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 私のほうから、1点目の有償か無償かの判断のことについて答弁させていただきたいというふうに思いますけれども、基本的には町の公有財産、有償で貸し付けるのが当然なんですね。ですので、普通財産の場合は適正の対価で貸し出した場合、特に議会の承認を得なくてもいい、町長の裁量で貸し出すということになっています。

今回は要するに無償という適正な対価ではなくて貸し付けることですので、議会の議案として提案させていただいているわけですけども、今言ったように、基本的には適正な対価で貸すのが当然なんですけれども、あの巨大な建物、敷地、その維持管理費だけでも大変な額になろうとしているものが果たして適正な対価で貸すことによって、使う企業が出てくるかどうか。

前回、議場の中でも、有償で貸し付ける企業を紹介してあげるよと言ってくれた人もいたわけですけども、なかなか私のところにそういう企業を紹介してくれていないので、実際有償で来る企業があれば、そして町の活用方針に沿った形の企業が出てくれば、それはそれでいいのですけれども、恐らくこれだけの維持管理をかけて、さらに賃料を払って出てくる優良企業というのはほとんどないと思う。

それは短期間で、ある目的を達成するために使いたいという企業はあるかもわからない。2年、3年資材置き場として使いたいとか、そういったようなことで、有料でいいですよという企業はあるかもしれませんが、長い目で使ってもらえるという企業はなかなか出てこない。そういった意味で、これは無償にしている。

ですから、短期間で維持管理が伴わない施設については、当然有料でお貸しするしかないのであって、そういったところで、状況をきちんと見きわめながら、有償か無償かということで判断しているところであります。

○議長（板倉正勝君） 企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、2点目の森川議員の参考資料の855の5番地1が駐車場で、長南地

区で毎年森川議員、盆踊り大会とか、そういったものを行っているので、影響はどうかということなんですけれども、今回リングローさんに提供する場所については、先ほど趣旨説明を私がしたあくまでもこの土地の770番地1と855番地1の建物が建っている部分、それと本校舎、あと附属設備、附帯設備ということで、こちらの駐車場のところにつきましては、リングローさんが直接無償で借りるわけではない予定の場所なので、そういったイベント等には影響しないと思います。

ただし、何か行事が重なるときとか、そういったものはまた調整、基本的に説明会のほうでもグラウンド、体育館は町管理という形になっていますので、そういったイベント、行事、長南地区のそういったものには影響しないで、差し障りないものということでご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 3点目の財政上のメリットということで、130万でございますけれども、こちらにつきましては、29年度の小学校、旧小学校、長南小の維持管理費が全体で237万円かかっております。その中で、今回リングローさんにお貸しする分につきましては、本校舎ということで、面積割りでちょっと割合で出ささせていただきました。本校舎分につきましては、130万円程度の29年度の実績がございますので、お貸しすることになれば、その分の維持管理費が削減できるという意味でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 有償、無償、ちょっとよくわからなかったのですが、要は今までは1校を企業単位でお貸しすると、それを今回は切り売りじゃないのですが、2校の企業さんに使っていただくというような提案がありました。

そういう中で、あいていて有効活用だからいいと思うんですよ。それは確かに適正な価格で使うということですから、使えばこちらに提案する必要はないと。ただ、その方針を例えば今後豊栄小学校も、今まで企業だけそういう方向でやるとか、私もその辺は知っておきたいと思うので、今後豊栄小学校については、どういう方向で行くかと、その辺も有償も考えているとか、町としては有償部分も考えているよと、その辺が答え願いたいかなと思います。

2点について、契約にかかわるということで、その方針が変わっていないのか。影響はないと言われるんですが、影響がないように、だから契約していただけたらと思うのですが、それはちゃんと話していただけるのですか。駐車場用地はコンクリートの部分が入っていると思うのですが、そういうところについては、相互利活用しているんだと、そういう無償条件の中で、相手が貸してもくれないというところは何で貸すんだよということになるんですから、それはそういう方向でという計画案を方針でいいですよ。その辺ちょっとお聞かせ願いたいかなと思います。

それから、130万、これは具体的な数字ではなくて、面積割りということなので、実際的にはちょっと違う数字かなという気がするのですが、その中で面積割りという話で、4点目ということでちょっと追加でお聞きしますけれども、小学校の体育館、これは町民のほうからもしリングローさんがお使いにならないのなら早く貸してほしい、いつから貸してくれるのですかと聞かれたことがあります。直接町に聞いてくださいと、私はその

人に投げかけましたけど、こういう話が進めば、いつから町民の皆さんに開放していくのか、どういう考えでいるのか、無償の方向の一つとしてお聞かせ願えればと、以上お願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 一番初めの豊栄小学校のほうの関係はどうするかということですが、本町の廃校の跡地活用に当たって、企業を誘致していきたいという中で、企業誘致に当たっては、町としていろいろな条件をつけるわけです。基本方針をつくって、基本方針に沿った形の企業を誘致するんだと、いろいろな町としての条件をつけておりますし、またいろいろな制約もしてございます。

そういった制約をした中で、地域の活性化、町の発展につながるものである企業と、そういうようなことでありますので、これは当初から跡地活用の企業誘致に対しては、無償でいくというような基本的な考え方を持っておりますので、豊栄小学校についても、そのような形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（板倉正勝君） 企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、私のほうで2点目の駐車場の関係の契約についてどうなのかということですが、これについて今後使用貸借契約を結ぶに当たって、この駐車場用地というのは、今回の無償貸付の財産、場所とは関係ございません。したがって、使用貸借契約書の中には、特にここの中には具体的にうたっていない形で現時点ではおりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 体育館の使用の時期なんですけれども、リングローとの契約は2月からになるかと思っておりますけれども、いろいろ準備等、利用の関係とかをまとめたり、決まり事を考えていきたいと思っておりますので、基本的には4月からということでご理解願えればと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 豊栄小学校を含めて、お貸しする際には丁寧な説明で進めていただきたいと思っております。

最後の確認が進まないんですけれども、855の1、これは駐車場部分、コンクリート部分は入っていませんか。これは塗ってあるのがこの土地だということでもわかりました。大変失礼しました。

あともう一点、4月からというので、早く使いたいと心待ちにしているクラブとかあるらしいですから、早くしてあげてください。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 反対の討論をさせていただきます。

私どもは来年が改選でございます、町民の審判を仰ぐために、自分の思いも発信していきたいと考えております。

旧長南小の貸し出しについて、次の6つの理由により反対をさせていただきます。

1点目は、旧長南小を使わせてほしい、貸してほしいという強い要望が町民から出ていることから反対をするものであります。

8月の中旬に長南町文化協会加盟の17団体、計160名の代表として池田満里子氏より旧長南小学校を各種団体に開放してほしいという要望書が町に提出されました。これは町中央公民館運営審議会の席で、事務局より、現公民館での各種サークル活動等はスペース的に限界に来ているとの説明があったことによるものです。この要望書に対して町からは、文化協会全体でもない、希望しない団体もあるようで、要望としては受けられないとの回答でした。

使われなくなった小学校といえども町民の貴重な財産です。営利を目的とする企業に無料で貸すよりも、多少維持費がかかっても使わせてほしい、貸してほしいという町民のために開放することを優先すべきで、十分検討する必要があると思います。

要望のある各種サークル活動にとどまらず、旧長南小は宿中の中央に位置します。例えば、ここに社会福祉協議会に常駐管理を託し、シルバー人材センターの拠点、防災用品備蓄の拠点、被災者等の仮住まい、カルチャーサークルへの部屋貸し、屋内外運動施設の開放、図書館、児童クラブ等々、文化サークルの拠点とあわせて、町民のために十二分に活用できることも考えられます。町民が利用してまずいことでもあるのでしょうか。町からは、維持費が払えるなら貸してもいいというような暴論もあったと聞きます。多少の維持費、先ほど130万超えるかもしれませんが、かかっても、町民の財産を町民のために使うことは当然であると思います。

10月中旬には町長から池田氏に、雇用の場の創出や交流人口の増加のために企業誘致を基本に考えているということから貸し出すことはできないと正式な回答があったようですが、町民の施設を町民が使えないということは一体どういうことでしょうか。長南町は高齢化社会が一段と進み、時間に余裕のある人たちがふえています。旧長南小をこれらの方々が使える場所にするには、町民の福祉の向上はもとより、宿中の活性化に一役買うことにもなるのです。長南小は町民に使わせるべきであり、リングローに貸すことに反対をします。

2点目は、リングローという会社へ貸すことが適切かという疑問であります。

町は以前4小学校は都心部の優良企業に来ていただきたいとも述べていました。また、近隣で貸せる企業は双葉電子工業ぐらいだということも聞いたことがございます。この観点から同社を見ますと、双葉電子工業には到底及ばない中小企業であります。また、従業員数は提案書によりますと120名となっておりますが、正規の社員はさほど多くない会社であると思われます。

今回の提案書では、開校後の従業員は社員1名、半常駐アルバイト1名とされており、町長の考える雇用の場の創出や交流人口の増加のための企業業誘致に合致するのか、甚だ疑問であります。

また、1.5人という少ない職員であの広い校舎を有効に活用できるわけはありません。その証拠に3階部分



は全てあきになっています。無償だからとりあえず借りておこうという意図が丸見えであります。リングローに貸すのであれば、現在空地になっている旧幼稚園庁舎でも十分ではないかなと思います。

3点目ですが、無償貸し出しに反対ということでもあります。

私は旧東小、西小と一貫して無償貸し出しについて反対してまいりました。公共的な団体ならいざ知らず、営利を目的とする会社から賃料をいただくことは至極当然のことです。町長は全国で年間約500校が廃校となっており、優良企業を誘致するかは競争となっていると、無料でないと来てくれないと話しますが、旧4小学校には数億円の血税を投じ、耐震工事、外周のフェンス工事、グラウンドの暗渠整備など、改修をしているわけです。昨年、旧東小を借りた株式会社クラフティーは、新潟県の湯沢町の旧東小と同じような床面積を持つ廃小学校を年額200万円で借りる契約をしていました。それなのに本町では同じ会社に東小学校を無料で貸してしまいました。次の西小も無料です。

本町は湯沢町に比べて温暖の気候に恵まれ、圏央道を通れば羽田空港にも成田空港にも1時間で行けます。湯沢町とは比較にならないほど利便性の高い場所に位置しております。それなのに湯沢町は200万円、長南町はただというのはどういうことなのでしょう。私は、なぜ無料で貸すのかという質問を多くの町民から受けて返答に困っております。

先ほどお聞きした東洋ケミカルに有料で貸し、リングローに無料で貸すと、この考えは普通財産を貸し付ける中において大きな問題ではないかと思うのであります。

次に、4点目ですが、契約の案が示されないことについてであります。

旧東小学校では、本会議で契約書案の提出を要望しても、まだないと言っておきながら、本会議終了の数分後に契約書を議員に配付しました。議会をばかにしているとしか言いようがありません。また、旧小学校のマイナビとの契約についても、契約書を開示する様子が全く見えないことから、議員が開示請求をし、それから開示されるありさまでした。10月17日の町民説明会では、議会運営をよく知っている有識者から、地方自治法上、議員としての権限で、審議に先立つ情報は公開が前提のはずで、公開できない理由がどこにあったのかという質問があり、開示しないことは、まずいことだという趣旨の指摘もありました。

また、先日の議会全員協議会の場で、契約書の案が議決に影響を与えるから困るというような発言を企画政策課長がしました。これこそ執行部、町長の本音であるのかもしれませんが、議会、議員を無視し、ばかにしたと言われても仕方がありません。

また、契約書案が添えられていないものを議案として受理すること自体がおかしいと言わざるを得ません。普通財産を適正な価格で貸す場合には、議会の議決を必要としないことになっていますが、株式会社クラフティーに年額200万円で廃小学校を貸した新潟県湯沢町では、有料で貸しても契約書の案を議会に出して丁寧に審議をしているのです。旧長南小の場合、契約書の案が示されなければ、どのような条件なのか、またそれがよいか悪いか判断できません。皆さんも自分の家や土地を貸すときに、契約書を見ないで判を押す人はいないはずでございます。したがって、契約書の内容がわからない議案には賛成することができません。

次に、5点目は修繕費の負担について納得いきません。

契約書の案が示されていないため、詳しくはわかりませんが、基本的に旧東小学校、西小の契約内容に準ずるとすれば、加害者が特定できない100万円以下の修繕費は借り主が負担、天災の場合など、不可抗力の場合

のほか、加害者が特定できない100万円を超える修繕費は町が負担することになっています。無償で貸し出した上に高額な修繕費を町が負担するという契約には納得ができません。

最後に、リングロー株式会社への貸し出しは長南町財務規則に違反をしているということです。

株式会社リングローの提案書を拝見しますと、28ページの校舎活用のイメージには、3階の4教室をテナント募集としています。また、13ページの年間収支計画では、収入としてテナント賃料1年目、24万円、2年目、48万円、3年目、72万円となっており、1教室当たり月2万円で又貸しすることになっています。長南町からただで借りた施設をほかに貸してお金をもうけようという信じられない計画であると思います。

普通財産の貸し付けの条件を規定している長南町財務規則の第242条1項第2号では、借り受けた財産は、転貸し、転貸しないことと定められています。これは町から借りたものを又貸しをすることを禁止する規則です。リングローがテナントを募集し、又貸しをすることは、長南町財務規則に違反する可能性が濃厚です。長南町財務規則に違反するような会社に貸し付けるという議案にどうして賛成することができるでしょうか。規則違反を承知で賛成すれば、私たち議員は町民の笑いものになってしまいます。

以上、町民の利用要望、リングローという会社の経営能力、無償貸し出し、契約書の非公開、修繕費の町の負担、長南町財務規則違反の6点の理由から、旧長南小をリングロー株式会社へ貸すことに反対をします。私は町民の要望を酌み、旧長南小は町民に開放すべきだと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、左 一郎君。

○10番（左 一郎君） それでは、私のほうから賛成討論を短く述べたいと思います。

まず、旧小学校跡地活用については、県内近隣町村では、企業誘致や活用方法など、なかなか思うように進展がない中、本町においては迅速に対応し、4校のうち1校目の株式会社クラブティーに続き、2校目の株式会社マイナビ、またそれに続きリングロー株式会社の進出と、続けざまに優良企業を迎えることができることは、誠に素晴らしいことであると思っております。

進出企業のリングロー株式会社につきましては、パソコン中古、IT機器に目を向けた業界ではトップクラスに位置し、健全な経営体質及び会社運営、何よりも長南集学校として地域貢献に大きく寄与するものです。また、雇用の創出、地域経済の波及効果、地域の活性化などに加え、地域住民や特に高齢者の方々にも目に見えない大きな期待が見込まれる点が掲げられます。

したがって、私はこの議案に賛成するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて、反対をしたいと思います。

さきの旧長南小学校の跡地活用の状況の住民説明会で、議員としての権限、審議に先立つ情報は、公開が前提のはずで、それを公開できない理由がどこにあったのか、疑問に思いましたとの意見が住民から出されています。契約書を議会に見せられないというのは、議会軽視と言わなければなりません。また、リングローはテナントとして又貸しをする内容となっています。借りたものを又貸しをすることは、町の財務規則に

違反をしていると思います。

このようなことから、財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについては反対とします。

なお、契約の途中、1年ごとに利用状況や会社の状況を議会に報告することを求めたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、御園生 明君。

○4番（御園生 明君） それでは、私のほうから賛成討論を述べさせていただきたいと思います。

私は、5つの観点から、何ら問題なく長南町にとってこのような優良企業を誘致することについては、長南町の将来の発展、地域活性化につながると考え、この案件については、強く積極的に企業誘致していくべきであると賛成いたします。

まず、1点目でございますが、地域活性化、雇用創出に大きく貢献でき、期待度が非常に高い点にあります。

2点目といたしまして、貸付条件に対して災害時の避難場所、選挙投票所、地域住民の行うイベント事業に積極的に協力してくれる点にあります。

3点目といたしまして、長南集学校として、地域住民に対して交流の息づかいを大切に、できるだけ地元で溶け込もうとしている点でございます。

4点目といたしまして、早く企業進出が決定されれば、維持管理経費が企業負担となるので、町の財政負担が著しく圧縮、軽減できます。

5点目として、企業誘致を推進していく上で、一般的には固定資産税相当額の奨励金が必要であるが、町としては、それにかわる支援策として、現時点では新たな財政負担を伴わない無償貸付が一番望ましいものとするからであります。

よって、私はこの議案に賛成するものでございます。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号 平成30年度長南町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 1点目は、財産管理費の委託料144万円なんですけど、ブロック塀とさつき説明があったけど、長南小学校の入り口の門扉のことなのか。

それから、2つ目の農林水産業費の農業振興費の有害鳥獣駆除報償金、173万円が追加になっているのですけれども、どういう内訳なのか、お答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） それでは、5目財産管理費の13節委託料の中の旧4小学校のブロック塀診断調査ということでございます。

これにつきましては、4小学校のプールがございまして、そのプールの周りにブロック塀がございまして、そちらの診断を調査のほうを委託させていただこうとするものです。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは2点目の有害鳥獣の報償金の関係の内訳について、ご説明のほうをさせていただきますけれども、有害鳥獣の捕獲頭数につきましては、11月末現在401頭ということで、29年度の同時期に比ばまして201頭の増となっております。このようなことから、年度末時点の捕獲頭数を箱わな、くくりわな、合わせまして500頭程度と見込みまして、今回予算の要求をさせていただきました。

また、この捕獲頭数の増に伴いまして、解体処分の頭数につきましても、当初50頭で見込んでおりましたけれども、100頭程度になるということで、173万円の要求のほうをさせていただいたところでです。

○議長（板倉正勝君） ほかに質疑ございませんか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 9ページの長生農業独立支援センター設立準備負担金110万5,000円について、何点か教えてください。

これは茂原市が入っていないという話でよろしいかと思います。その理由を何か聞いておれば、ちょっと参考までにお聞きしたいなど。

それから、本町にこれができた暁のセンターを利用して、どのくらいの支援者が想定されるのかというところが2点目です。

それから、これは全体問題ですけれども、どのような職種といったらあれですけれども、どういうものをつくるとか、品種、葉物とか水稻とか、どのような業種、作業が支援対象として多いのか、もしわかればお聞きしたい。

それから、4点目になりますが、負担金110万5,000円は、今回負担で出すとすれば、恒久的に、恒常的に毎年本町から何がしかの負担を要求されることになるのかということですね。

あとこれはどこからこの話が出てきたのかなど、誰かが言ってきたんでしょう。JAが入っていますからJAとか、どこかの首長さんとか、恩恵にあずかる率の多い首長さんとか、そういうのがあるのかもしれませんが、これは勝手な推測ですが、どなたがこれを発起したのかなというその点ちょっとお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ただいま幾つかご質問がありましたけれども、まず最初に茂原市さんが入っていないということはどういうことかということでございます。

昨年から協議を進めておりまして、茂原市さんもプロジェクトチームに参加はしていただいております。何回か協議を重ねた結果、茂原市さんにはこの支援センターの構想は同意を得ることができないということで、正式に公文書で脱退の意思が表明されたということで伺っております。

それから、どれくらいの新規就農者を見込んでおるかということでございますけれども、今目標といいますか、計画でございますけれども、今後5年間の間には新規就農者を8名程度ということで見込んでおるところでございます。

あと新規就農者の業種でございますけれども、これは長生管内6町村で新規就農者を呼び込もうという計画でございますので、長生管内であれば、露地野菜の関係、また施設園芸、それから梨などの果物もございまして、長南町ではレンコン等が想定されるかなと考えております。

それから、負担金についてでございますけれども、今年度負担金、今回110万5,000円をお願いするわけでございますけれども、来年の4月に法人化を目指していく予定でございますので、今後運営費は継続的にかかっていくということでございます。その負担金については、現在6町村、農協を交えて協議をしているところでございます。

それから、この話はどこから出たのかということでございます。

これはJA長生さんから提案を受けたと聞いております。平成29年度に開催されました行政連絡会議や町村長会議におきまして、JA長生が長生地域の農業分野の現状と問題点を提起いたしまして、長生地域全体の農業振興を図るために支援センターの設立を目指す提案をしたということで聞いております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） ありがとうございます。

茂原市は参加しないということは、茂原市長はこれはメリットがないなと多分判断したのでしょうかね。

反対に本町が何のメリットがあるのかなというところに来るんですが、今お聞きしたところによると、長南も8名ぐらいを考えられるかなということで、先ほどいろいろ業種を聞いてみますと、水稲というのは聞かなかったと思いますが、畑でハウスでやるものが結構多いなと、本町はレンコンなんでしょう。レンコンという言葉がありましたから、レンコンにそんなに指導とか何とかにお金がかかるのかな、つぎ込む必要があるのかなということで考えますと、本町にも施設園芸はできないわけじゃないんですけども、余りポピュラーでないと、ほとんど海手のほうがポピュラー、平地のほうが。そこにこれはお金をつぎ込んでいくというのは、ちょっと変だなという感じがしました。

本町の費用対効果について、これだけお金を使ってこういう効果があるということで、お答えいただければ結構です。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ただいまのご質問、本町の費用対効果はどうかということで、どういうメリッ

トがあるかということになろうかと思えます。

本町においても農業後継者の不足、担い手不足というのは生じております。本町の特産品はお米、レンコンが代表、出荷しているものはその主に2つかなということでございます。特にレンコンにつきまして、ここ最近従事者の高齢化、また減少が見られているところでございます。最近は新規就農者として、近年5名ほど若手のレンコン農家が就農いたしましたけれども、現在のレンコンにつきましては、この生産量を維持、または増加していくということを考えますと、今後もさらにレンコン農家の担い手、特に若い方の担い手が必要となってくるかと考えております。

この農業支援センターができますと、広くPR、また募集活動を行いますので、その中には長南町のレンコン農家として、新規の就農が出てくるということが期待できるかなと思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 聞くわけじゃないんですけども、レンコン対策、本町は重要ということでお聞きしました。そのとおりだと思います。一生懸命やらないといけないと思います。だからといって、この組織に入らなくても、町の中でそこに拠出するお金をためておいてもいいですから、やってくらいたって、十分レンコンだけで言えばいけるんじゃないかなと思いました。

意見でございます。

○議長（板倉正勝君） ほかに質疑ございませんか。

2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 8ページの財産管理費、工事請負費の中の西小学校のり面補修工事50万なんですけど、ちょっと私はどこのり面がどういうふうに使われたのか、記憶にないので、説明いただきたいということと。

あと10ページの消防費、委託料並びに工事請負費なのですが、又富に新たに消防機庫をつくるような話があるらしいですが、これを又富につくるんじゃなくて、豊栄小学校の敷地内にもしできればいいかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 1点目の総務費の財産管理費の15節でございます旧西小学校のり面補修工事ということですが、この場所につきましては、体育館に入っていく進入路があると思います。その右側の土手ということです。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 今般の消防団の機庫の建設位置を豊栄小学校ということでございますけれども、今回この予算でお願いしておりますのは、千田、又富、棚毛地区の消防団の機庫でございますので、この又富に設置するのが一番よいということで、各区長さん方の意見も伺い、了解を得た中で設置してございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 2番、小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 小学校のり面ということで、あれは小学校の敷地になるのですか。あれは上の田んぼの人の持ち物じゃなくて、小学校の敷地になるということを確認したいということと。

確かに、又富につくるのですから、又富という考えはもちろんわかるのですが、今消防団員も集まる時にはみんな車で集まりますよね。歩いてくるわけじゃないので、車をとめる場所も含めて敷地を造成すると、非常に広い面積になるんだろうということがあり、車をとめる場所も道路にとめるというのも、また道路交通法の問題もあるかと思うので、車で来る分には又富に行くのも、豊栄小学校に行くのも大した差がないんじゃないかなという感じを受けるので、検討の余地はあるかなと思います。

小学校ののり面の確認をお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 全てそののり面が町の敷地ではございません。境界ぐいが入っていますけれども、のり裾から半分以上は町の土地になっています。のり裾を直すということで、町のほうでこの工事はさせていただこうと思っています。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかに質疑ございませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 平成30年度長南町一般会計について、修正動議を提出したいと思います。

地方自治法第115条の3及び会議規則第17条2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出しますので、よろしく取り計らいをお願いいたします。

発議者、森川剛典。

長南町議会議員、岩瀬康陽、同じく長南町議会議員、林 義博、長南町議会議員、大倉正幸、以上4名で提出いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいま森川剛典君ほか3名から本案に対する修正の動議が提出されました。

この動議は地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により成立しました。

ここで、事務局に修正動議を配付させます。

〔修正動議配付〕

○議長（板倉正勝君） 修正動議を本案とあわせて議題とし、修正動議提出者の説明を求めます。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 7番、森川剛典です。

議長の許可をいただきましたので、修正案を提出させていただきました。

ただいま議案となっております案件につきまして、修正動議の理由及び提案の朗読をさせていただきます。

理由として、長生郡の6カ町村とJAが共同出資して長生農業独立支援センターを設立ということで、準備負担金が計上されていますが、設立以降も永続的に運営費などの負担金が発生することは明白です。そうなる、準備負担金のことだけでなく、その後の永続的な運営費用の分担などのことや設立の必要性や費用対効果

などを考慮して設立に参加すべきか、十分討議すべきと考えます。

少なくとも現段階では、設立の必要性を考えたときに、農業の独立のためだけの支援センターにどの程度の効果があるか疑問です。特に本町では、最近の取り組みでハス農家5件の新規就農者が確認されていますが、それ以外は皆無の状態です。その状態を解消するために、単なる窓口相談の設置や支援の一本化で効果があるのでしょうか。逆にその町村の農業の特殊性を理解した町村窓口対応のほうがよいと思います。

最後に6カ町村やJAとの関係もありますが、効果を考えられない設立団体の参加は見送り、今回の準備負担金の計上は原案から削除すべきだと考えます。

すなわち平成30年度一般会計補正予算（第3号）から削除して修正を提案するものです。

それでは、修正案の内容を申し上げます。

お手元にある資料の1ページをお開きください。

第1条中の改正は、削除分に相当する110万5,000円を引いて、補正額を3,476万8,000円に改め、補正後の総額を44億3,995万2,000円に改めるものです。

続いて、3ページをごらんください。

先ほど申し上げた理由により、歳出では5款1項3目農業振興費、19節において、長生農業独立支援センター設立準備負担金110万5,000円を削除するものです。

歳入では、一般財源に当たる地方交付税110万5,000円を減額し、3,209万9,000円とするものです。皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで提出者の説明は終わりました。

これから修正動議に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 平成30年度長南町一般会計補正予算（第3号）について、まず森川剛典君ほか3名から提出された修正案について採決します。

本修正案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本修正案については、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。



修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。  
質疑ございませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 介護判定について、機器を使うということなのですが、機器の信用性について、ちょっと質問というか、疑義がありますので、機械だと例えばコンマとか、介護度とかありますよね。介護度の3.49、3.5、それを介護度の整数でやるのか。なぜかといいますと、介護度が2段階同じ状況でも動いたという方がおまして、そういう場合人間の目というか、そういうフォローも必要だと思うのですが、機械がどの程度信頼性があるというか、その辺その点について説明だけお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

○福祉課長（荒井清志君） 町が今現在使っている判定ソフトの信頼性ということですが、これについては、全国一律で同じシステムを使っています。小さな町村、大きな町村、同じシステムを使っております。これは国から与えられたソフトを使っているという形になります。

どういった判定がされるかといいますと、介護度は要支援で1、2、介護度で1、2、3、4、5まであるのですが、例えば介護度3の方なんかだと介護度2がパーセンテージで示されます。その場合、介護度3として妥当だというと、例えば80%、介護度2については20%と、そういうふうに判定されます。

結構曖昧というか、非常に判定が難しい。2か3かわからないところだと、介護度2は50%、介護度3は50%というような形になりますが、今回の簡略化については、そういったものが完全に確率的には3、80%以上の確率があるといったものについては、簡略化しますけれども、機械は2が例えば45%、3が55%だとしても数の多いほう、介護度3を選択します。こういった曖昧なところには特記事項をつけて審査会にかけます。審査会で先生方とか看護師さんであるとか施設の施設長であるとか、それを見た中で2にするのか、3にするのか、そこの中で決定をします。

今回の簡略化については、そういった非常に微妙な線ではなくて、明らかに介護度が第一次判定で確率的に非常に高いというものについては、その二次審査を省略し、一次判定でもってその介護度としようというものです。

あと今回、調査員が悩む場合があります。非常に判定が難しい項目もありますので、悩んだときには、その調査票に黒マルをつけることになります。そういった黒マルがついたものについては、介護度3が85%の確率だと言われても審査会で改めて見てもらうということで、調査の慎重さというか、正確性を高めているものになります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 丁寧な説明ありがとうございました。そういうことで、簡略化しても大丈夫だということの有効、機器の利用ということによってよろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） ちょっと教えてほしいのですが、集落排水においても国・県道は占用料は無料ということによかったですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 農業集落排水につきましては、占用料無料になっております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開につきましては、午後1時を予定しております。

（午前11時54分）

---

○議長（板倉正勝君） 松野議員から午後早退する旨の届け出がありましたので報告します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

#### ◎一般質問

○議長（板倉正勝君） 日程第10、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いをいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は5人です。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

通告順に発言を許します。

---

#### ◇ 加藤喜男君

○議長（板倉正勝君） はじめに11番、加藤喜男君。簡潔に整理していただきたいと思います。

〔11番 加藤喜男君質問席〕

○11番（加藤喜男君） 11番、加藤です。議長の了解を得ましたので、質問させていただきます。

時間も押しておるということでありまして、少し簡潔にという議長からのご指導も受ける中で、できる範囲でやっていきたいというふうに考えております。

途中また変更がございますけれども、まず1番目は変更ございませんので、そのまま質問させていただきます。

教育問題ということで、何回かに一度は教育長のほうにお尋ねするわけでございますが、今回は日韓関係等、いろいろこの関係、近隣の諸国でいろいろ問題が起きておりますから、中学校はどういう教育をしているかと

いうことをお聞きするわけですが、その前に中学校に国旗を掲げていただきたいというようなご要望も差し上げておたわけですが、忘れるとき、天気の良いときもあるでしょうが、最近拝見しますと国旗が揚がっているということで、非常に良かったと、ありがとうございますということで御礼を申し上げておきたいと思うわけでございます。

これで学校が休んでいるのか、運転しているのか、わかりますので、いいですし、児童・生徒も日本人としての誇りを持つことを自覚していただければうれしいなど。欲を言えば、ポールは3本ございますから、運動会だけではなくて、町旗と校旗が揚がって国旗があるというのがこれがベストであります。余分な話ですけども、私は祝日にはちゃんと玄関に国旗を掲揚しておるということで、昔のようにこういう人がふえることをいいなと思っております。

私はかねてより学校教育において、歴史と文化と伝統に加えて、最近では国を守ることも教えることが大事であるというふうに考えておるわけでございます。今回の要旨で言っておりますとおり、最近韓国との徴用工といわれる旧朝鮮半島出身労働者の問題、慰安婦問題をはじめ、近隣の中国、北朝鮮、ロシア、近隣諸国という問題が多くあるわけで、日々これがまた変化をしておるわけでございます。

義務教育におきまして、古い歴史、全部大事なんですけど、今日本を取り巻く状況を児童・生徒のほうに教えることは、卒業してからの国際的な感じでどんどん外国人も入ってまいりますので、自国の歴史をちゃんと説明できる、日本の現状もちゃんと意見を述べられるというような教育をしていただきたいと思っておりますので、現在の学校における社会情勢等の教育についてどのようになっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） ただいまご質問のありました点につきましては、3年生の社会科、公民分野のさまざまな国際問題の箇所を指導しております。

具体的には、私たちと国際社会の諸問題の項目におきまして、地球環境、資源、エネルギー、貧困などのグローバルな課題から、国家間の領土の問題、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなどについて学習しております。

現在、子供たちの使っている教科書には、北方領土や竹島、尖閣諸島などの問題についてもページを別に示されており、特に中国や韓国との関係では、隣国として相互理解に努め、互いの発展と繁栄を図る努力が必要であると記されておりますので、必要な学習がなされているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） ありがとうございます。

ほかで聞いたりしますと、3年生になりますと、高校への進学とか、いろいろあって、勉強も大変なんですけど、歴史を教えていく段階で近代史までいくのが大変で、あとは本を見ておいてくれとか、そういうような本町にはないと思いますけれども、そういうことも聞かされたこともございます。

現在はインターネットの時代ですから、子供たちは自宅で多くの情報を得られると思います。先ほども言い

ましたけれども、自国の歴史や現在周りを取り巻く状況等を学校で十分情報だけの正確な事実だけを教えておいていただいて、今後卒業してから外国人にも十分自分の意見を言えるような立派な日本人を育てていただきたいということをお願いをしまして終わりとします。

次に、通告しました中では、（仮称）渡邊辰五郎事業についてということでお聞きをするわけでございますけれども、町長のほうから、本件は凍結という話をさきに聞いておるわけでございますが、凍結というのはまた解けるときがある可能性がありますので、先ほども課長と話をしましたが、せっかく出ささせていただきましたので、それに沿って回答も用意されておってくれると思いますので、簡単に質問させてください。

1点目に、前回定例会最終日に、町長が民放テレビの取材が来ているんだということをお話されました。そのテレビの放映を見させていただいたところでありまして、町長は何点かそのインタビューの中でいろいろ話していらっしゃいます。今学校でも教育をしているとか、辰五郎先生についても、それからたまたま建設候補地が辰五郎の生誕地だったとか、この施設で町にインパクトを与えたいとか、事業費も決まらない中で説明会をするのはつらかったということもおっしゃったんですが、基本的には記念館をつくっても2億円ぐらいだというようなご発言があったと思います。財政状況が厳しい中、いろいろ判断はあるんでしょうが、この第1番目の2億円というのがどういう根拠から出てきたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） 建設費用等につきましては、役場庁舎、また中央公民館の建てかえなどを検討する中で、その時点での上限額として考えていた金額です。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） ありがとうございます。

次に、2番目で、これは町長が答えてくれるかどうかわかりませんが、ある識者の大学の先生がこの計画は箱物事業の典型的なパターンであると、気をつけなければならないポイントは建物の維持管理が50年ぐらい続くとして、初期の建設費用は一部にすぎないというような感じで評した1人がおりましたけれども、私もそのとおりかなと思うわけですが、このある先生の発言、町長はテレビを見ていなければ今のようなことを言うおるわけですが、これについてどのような感想を持っているかということで、2番目で質問させていただきます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今おっしゃっている識者という方は、恐らく長南町の実態を知らない方だというふうに思っております。この方は一般論としてのお話ではなかったのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 町長のおっしゃるとおり、本町の状況を来て見ているわけでもないし、住んでいるわけでもないですから、町長のおっしゃるとおりなのかもしれません。そういう点もあるということで、見させ

てもらいました。

3番目に、これもあれなんだけれども、答弁も用意されてきておりますので、予算をとって今年持つておるわけですが、今執行を停止するというお話いただきました。再度で結構ですが、この基本設計の状況等について、再度お答えいただければと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、三十尾成弘君。

○生涯学習課長（三十尾成弘君） 進捗状況でございますが、行政報告の中で町長のほうからお話しさせていただきましたとおり、今年度予算に計上しました記念館事業単独での基本設計業務につきましては、その執行を保留としておりましたが、現在単独での実施につきましては取りやめとさせていただきます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 一応町長も複合とか、いろいろ知恵がまたあるのでしょうか。今回の単独での設計は見送ったということですね。わかりました。

以上、辰五郎関係、いろいろ聞くこともありましたが、先に回答をもらったりしておりましたので、これにて辰五郎関係は終わりにしたいと思います。

次に、通告の3つ目でございます旧長南小学校の貸し出しということありますが、先ほどリングローへの貸し出しは議決が通ったということでありまして、それはそれで終わったことでもいいんですが、せっかく用意してもらったので、まだ町長が断念したということではないと思います外国人学校、ここで断念しましたということであればこれはなくなるんですけども、まだ断念はしていないわけでありまして、せっかく出させてもらったので、何点かまだ続くん다는ことを前提にお聞きしたいと思います。

皆さんにお渡ししてあるうちの⑥からいきたいと思うんですが、町なかの方々、非常にこの辺日本語学校において若い外国人が100名以上在籍することとなる予定ですが、近隣保育所等への安全が低下することは否めないということで、結構町なかでは安全面に危惧される方が多くおります。それに対してどう思うかということ考えを伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、日本語学校における安全面の危惧、心配されている声が多いということでご質問にお答えしたいと思います。

昨今の社会情勢からも、安全面を心配する声は絶対には申し上げられないのが実情でございます。しかしながら、留学生は日本語の習得という大きな目的を持って来日しております。留学には母国での学歴、留学するための資金力が必要となってきます。また、留学後も日本語学校において、日本における習慣、マナー、あるいはルールについて教育を施すと伺っております。それを理解するだけの素養を持ち合わせた学生さんであるというふうに想定しておりますので、ご心配の安全面について危険性が高まることにダイレクトに直結はしないものと考えます。

留学生のほとんどは学費や生活費をアルバイトで補います。このアルバイトにつきましては、入管法に定め

られた1日4時間の範囲で行うもので、違反した場合にはビザの取り消しなどの処分等がございます。なおかつ授業の出席率が低い場合にも処罰がございますので、日ごろの生活習慣のルールは厳守されることから、安心面はある程度一律に確保されるものと思慮します。

また、一方では留学生によるプラスの側面として、もし来れば地域周辺が活気づいて、グローバルな社会としての異文化の交流、地元社会との融合、あるいは長南町で行っております長南フェスティバルの行事参加などによって、学生さんの顔が見える活動から、おのずと治安面の安全性も有利に働くのではないかという可能性も否定はできません。

さらには学校側のほうで、万が一の場合にも教員がそういった面に対応できるよう、近隣に住むなどの運用を予定しておるということを聞いておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 実際来てみないとわからないということなんでしょうけれども、いろいろ来るあたりで人選はということをお聞きしたところですが、いろいろな書物を読みますと、借りてきた金が返せないとか、アルバイトがそうない、できない、収入がない、結局どこかに消えてしまう。不法に残留してしまうということがありまして、結局本町に直接なくても、そういう人たちが日本の国内でどこかで安全を脅かすというようなこともなきにしもあらずだというふうに思うわけですが、現時点ではそこがよくわかりませんので、今のお答えで結構です。

次に、今言ったとおりアルバイトでみんな食べると、ほとんどの人がコンビニに行って、東京なんかはアルバイトをして、ちょっと日本語ができてくるとまたほかに行ってしまうということで、日本のコンビニの何十％は外国人に頼っていると、コンビニだけじゃなくて、おにぎりをつくっているのも外国人だということで、非常に外国人に依存する状況はだんだん強くなってきたんですが、本町として来た場合に、住まいやアルバイト先について、多少の協力はするとは思いますが、その辺の状況をお考えをお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） アルバイトの関係、確保なんですけれども、住居、アルバイト先につきましては、基本的には学校側で折衝やあっせんを行うものと考えておりますけれども、先進地の事例等を私ども把握しております。ごく初期の紹介などについて、先方、企業側さんのほうから要望等があれば、町側のほうでも協力していくことも想定しておるということでご理解願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 町側も幾分の協力はしていくということで、これは学校がやるのが多分基本なんですけれども、それ以上のことを町がやる必要があるのかという話もありますが、とはいっても空き家があったり何かするわけで、多少のサポートはしていくのかなど。一番心配しますのは、住まいがお隣の家になっちゃったと、あけてみたら最初1人だけけど10人来ちゃっていると、わあわあして大変だというようなこともあって、できれば余りやってなんていうのは紹介していただきたくないなということではありますが、状況は考えはわか

りましたので、結構です。

8番目の保険の関係であります。日本人学校に入る人はどこかに住所を置くわけですから、その住所を置いたところが国民健康保険の管轄地ということで、本町に住所を置けば本町が管轄、茂原に置けば茂原の管轄ということだと見ておりますが、保険料の不払いとか、治ってどこかへ逃げちゃったとか、いろいろこれは社会保険も問題、国民健康保険も問題だというふうに思いますけれども、この留学生の国民健康保険関係はそのような住んだところがやるということで多分よろしいと思いますが、状況、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 国民健康保険の関係について、一般論でご回答を申し上げたいと思います。

国民健康保険については、学生の入国後、住所を置いた市町村が保険者となります。現段階では学生の住まいは長南町町内には確保しにくく、他市町村になることが想定されますので、もしも来た場合には、その学生さんが在住するその自治体の国保に加入するものと思われまので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） ありがとうございます。そうになったら、また町も対応しなくちゃいけないということで大変ですが、よくまたその辺を調査しておいていただきたいと思ひます。

まだありますが、時間もないことから、この関係については本日あとは残り割愛ということで、次に移ります。

商工会館の建設についてということで、経緯や補助率についてお伺ひをするわけでございます。

前回和田議員が予算の段階で補助率を聞いていただいたわけでありますけれども、結構補助率が高かったということでお聞きするんですが、当初予算2,400万円計上されて予算措置をして、議会を通過してしまいましたが、現在決定でもいいんですが、補助金の額、その補助率として決定か見込みか、予算の段階でもあったんでしょうけれども、まず執行、補助金額、その補助金は補助率何%ぐらいなのかということをお伺ひします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ただいまのご質問ですけれども、商工会から要望を受けたときの事業費でございますけれども、事業費は2,770万2,000円でございます。そのうちの2,400万円の補助をさせていただいております、86.6%という補助率でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 今のは予算の段階ですよ。これは補助金をまだ出していないのかな。わかりました。2,400万円でいくと86.6%町が補助をするということになっておったと、あと今度は少しまた変わって、どこかで決定の補助率が出てくるんでしょうけれども、何人かにお聞きした話だと、商工会側の方もこんなに多く



補助してもらえるのかというようなことが思っていなかったという人もいたということで耳にしました。議員さんの中にも商工会員さんがいっぱいいますので、経緯はご存じの方もいると思うんですけども、ちょっと高いなというのと、随分半端な率だなど、例えば3分の1とか2分の1とかが大体の補助金の関係だと思いますが、商工会には毎年360万円の別途補助をしておるわけで、直接は関係ないとは思いますが、非常に高い補助率になっておるといふことの経緯をお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） ただいまのご質問、補助率が高いけれども、どういう理由かということであるかと思えます。商工会の会館建設事業費の資金計画ということで、どういう計画かということでございますけれども、自主財源の積立金がございます、資産取得引当預金がございます。それをまず充てるといふことでございました。その財源のほかに不足する分をその他の財源として町補助金の交付を受けたいといふような内容で、その預金の額以外を補助金ということ今回交付させていただいておるものでございます。

また、補助率が高目となっておりますけれども、商工会館につきましては、地域経済の活性化のための町内商工業者の活動拠点となります重要な施設でございます。商工会員の相談や支援窓口としては当然ではございますけれども、そのほかにも青色申告会など、各種団体の利用がございます。また、地域の集会所、土手町の集会所としての利用がありますので、公共性を兼ねた施設と、そういう施設の役割は大きいと考えまして、この補助に至ったものでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 高目の内容を説明いただいたところでございますけれども、一応準公共とか、施設的に関係するかなというようなご説明であったと思えますが、先ほども言っているとおり、ちょっとこれは高いなというのが私の感想でした。3分の1、2分の1ぐらいで何とかできれば、また今後ほかのものが出てきたときもうまく対応しやすいかなと、既に議決している件でございますから、これ以上はあれですけれども、ちょっと感想を述べさせていただきました。

最後にまた加藤が騒いでいるということで、町長にお聞きするわけでございますが、副町長をどうするのかということで、前回もお聞きしたかもしれませんが、副町長は何度も言わせていただければ、職員を管理し、町長を補佐し、町長の相談相手、また町長にいろいろ意見を具申するなど、重要なポストであると思っておるわけでございます。

ご承知のとおり、何回も繰り返しになりますが、地方自治法161条には、市町村に副市町村長を置く、ただし条例で置かないこともできるということで、本町の場合は長南町副町長の定数を定める条例に1名を置くということになっております。就任後また時間がたつわけでございますけれども、現在まではこれは条例に違反しているといふことを言われても仕方がないと思うわけでございますが、また通告のとおり選任する気があるのか、また来年度予算であるとすれば、どちらも同じことを聞くんですけども、副町長の予算を計上するんですか、しませんかといふところでもいいんですけども、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 副町長を置く規定は、地方自治法にあるわけでありまして、ただ法律は例外も認めているということでもあります。条例は定数を定める制度ですので、これは置いた場合の定数を定めたものというふうに理解しております。

そういった中で、前回もお答えしておりますけれども、条例による副町長を置かないことも視野に入れながら、今検討しているところでございます。したがって、来年度の予算をどうするかということについても、予算編成をする中で検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） 予算の関係はまだ決定しない、今後まだ入れるか入れないか考えているということで今お答えいただいたと思います。数千万円、1期やりますと、給料を払うわけで、それが浮くからいいやというような意見もある方もいらっしゃると思いますが、そのくらいのお金がかかっても、町長のいろいろサポートをしてくれてやってくれたほうがいいよというような考えもできるわけでございます。ぜひとも私は置いていただきたいと思っておりますけれども、置かないのであれば、先ほど言った1人を置くとの条例を早く直したほうが直す議案として出していただいたほうがいいのかと思います。

町長はいろいろ案件がございますから、ここで重要な参謀を1人つけるということがこれは町にとってもメリットのあることじゃないかと、お金にかえがたいということをおもっておりますので、また予算まで時間がまだありますから、予算もちゃんととっていただいて、早く町長のいいと思われる人を副町長に選任して、議会のほうに出していただければと思います。

以上、1時間の予定でございましたが、いろいろ状況が変わりまして、これにて本日終了ということでございます。大変ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで11番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 大 倉 正 幸 君

○議長（板倉正勝君） 次に、8番、大倉正幸君。

〔8番 大倉正幸君質問席〕

○8番（大倉正幸君） 8番議席の大倉です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今日は件名を1つ、防災対策についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、今年日本の中で大変災害が多い年でありました。豪雨なり大地震なりありまして、亡くなられた方にはお悔やみ申し上げたいと思っております。被害に遭われた方に対しましては、お見舞いを申し上げたいと思っております。

私に関して言わせていただけると、長南町が当番町であり、私が担当しました3市3町議会議員親善ゴルフコンペ、あるいは実行委員長をやらせていただきました長南地区盆踊り大会、そういう行事で義援金のお願いをしたところ、多数の方々より多額の義援金をいただきました。この場をかりて御礼申し上げたいと思っております。

では、早速要旨①防災行政無線の戸別受信機の配布状況についてですが、アナログ無線が平成31年2月末に

終了予定となっております。デジタル無線に完全移行することとなりますが、本町では数年前からデジタル無線機への移行を進めているところですが、今現在デジタル無線機の各戸への配布状況を伺いたと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 戸別受信機の配布状況ということでお答えします。

防災行政無線につきましては、電波法の改正によりまして、平成34年11月でアナログが終了となるということで、先ほど議員からもございましたけれども、計画的にデジタル化に向けて準備しております。

デジタル式の戸別受信機につきましては、平成28年度に2,800台を購入させていただきました。それから順次アナログ式からデジタル式の戸別受信機に無償で交換を行っておりまして、現在では2,452世帯に配布しておるといのが現状でございます。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 2,452世帯ということですが、広報ちょうなんの最新号によりますと、本町には3,220世帯あるというふうに書かれてありました。そうしますと、800世帯以上まだ配布が終わっていないという状況かと思いますが、ちょうどこの最新号にデジタル無線機へ移行してくださいという案内も載っていましたが、未配布の家庭への今後の対応についてどのようにお考えか、伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 大倉議員のおっしゃられましたとおり、世帯数では三千数百世帯ということですが、これにつきましては同一のご家族の中でも世帯を分離されているということの方々も含まれた数字ということでご理解いただければと思います。

ただいまございましたように、9月号の広報ちょうなんでございますとか、またホームページでも周知のほうをさせていただいたところでございますけれども、来年の2月末でアナログ式の放送をデジタル式に完全移行させていただきたいと、そういった予定でございますので、引き続き広報等によりまして、この辺の周知等はさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） それから、以前私が田邊総務課長がいらしたときだと思うんですが、家庭の状況により複数個置きたいということに対してどう対応していただけるかと質問したところ、有償で配布も可能ですよというふうな回答をいただいた覚えがあります。複数個を配布しているという状況がもしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 戸別受信機の複数個の配布ということでございますけれども、現時点では有償での複数個の配布ということはありません。複数個の配布につきましては、例えば同一の敷地内で家が2つあって、それぞれにお住まいであるというような世帯の方は、そのの方々については無償で配布しているというのが現状でございます。よろしく願いします。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 承知しました。消防団のいる家庭とか、あるいは町の行事に積極的に参加して下さっている家庭とか、そういうところには複数個あっても僕はいいんじゃないかと思っています。西日本豪雨のときに、屋外の防災無線が雨の音で全く聞こえなく、避難が遅れたというようなニュースを聞いたことがあるんですが、ですから屋外にあるからいいんだというのではなくて、もっと積極的にまだ設置されていない家庭につきましては、なるべく早く多くの家庭に設置していただけるように努力していただきたいと思ひまして、この要旨は終わります。

2番目ですけれども、避難所について質問させていただきます。

旧4小学校が避難所に指定されており、いまだにその状況は変わらないはずなんですけれども、各小学校、特に旧東小、旧西小は企業に貸与しているわけですけれども、避難所としての体育館の鍵の管理状況についてはどうなのか、お伺いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 旧小学校の体育館の鍵の状況ということでございますけれども、これにつきましては、非常時に備えまして、総務課と財政課でそれぞれ鍵を保管しております。保管しておりますので、避難所を開設する際には、職員が鍵をあけて避難者を受け入れるというようなことになっております。

よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 鍵は町のほうですぐにあけられるというふうなお答えですが、防災用品に関しては体育館ではなく、校舎内に収納されているところがほぼ全てだと思います。そうなると、校舎を管理している会社側に協力いただかなければいけないのかな、あるいは町のほうで校舎の鍵を持っているのかなというふうに思うわけですけれども、防災用品に関しての非常時の対応についてはどうなっているのか、伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 防災用品につきましては、議員がおっしゃるとおり校舎の中に収納されております。収納されておりますので、速やかに体育館へその物資を運搬すること、搬入することができるように、体育館に近い1階の部屋を非常用の倉庫として使用するというところでございます。また、教室への入室の際には、いわゆるホットラインといいますか、緊急用の電話によりまして、使用していただいているところの協力を求めるということをさせていただいております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） ホットラインが通じるところが学校から近いところにいる方につながればいいんですけども、その辺は今のところ対応して下さっているということで了解しました。

それから、防災用品ですけれども、その内容、あるいは点検や整備状況、その辺をお聞かせ願いたいと思ひます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 防災用品の点検、整備状況ということでございますけれども、これにつきましてはそれぞれの台帳で管理させていただいております。また、ローリングストック法によりまして、古いものから使っていくというような方法によりまして、非常時に正しく扱えるように平常時の点検、また機器につきましては、実際に使用し、動作の確認をしております。また、防災用品、主なものでございますけれども、非常食、水、また間仕切り、毛布といったものは備えておるという状況でございます。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） わかりました。

私も視点を変えて提言したいと思っているんですけども、指定避難所の1カ所を乳幼児の対応として、乳幼児に関する生活必需品の充実、そのように努めていただければ、災害時も小さな子供を抱えているお母さんはなるべく1カ所に安心して、そこで避難ができるのではないかとこのように考えるわけなんですけれども、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 避難所の1カ所について、乳幼児対応としてはどうかということでございます。生活必需品の充実が努めたらということでございますけれども、1カ所に集中して対応するのか、あるいは分散しての対応とするのかにつきましては、避難者の状況も考慮した中で、検討していかねばならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） ある保育所の職員に今の話をしたところ、非常にいい考えだというふうに賛同いただいたんですが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ避難所として、停電対策として大型の発電機、また給水対策として井戸の掘削などをしていただけないでしょうかということです。

これは北海道で大規模停電が起きたときに、スマホの充電にすごく苦労しているというニュースがありました。今は水とか電気だけじゃなくて、スマホがないとどうも人間は生きていけないようなことになってしまっているようで、そのために、そのためだけじゃないですよ。もちろん体育館の照明、その他仮設の電気は大変必要なものだというふうに思います。また、水にしても、確かに飲料水としてのストックはあるかと思いますが、簡単な手洗いとかペットの対応とか、そういうところで、飲めない水でも水は出たほうがいいと私は考えるんですけども、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 大型発電機の配備、また井戸の掘削ということでございますけれども、災害時にはそれぞれおっしゃられるように、非常に有効なものであるというふうに考えておりますけれども、現時点では

備蓄水、また小型の発電機での配備で対応させていただきたいというふうに考えております。お願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 備蓄水、小型発電機で災害のときに果たして足りるのかなという心配をしているわけなんですけれども、ぜひこれは検討していただきたいと思います。

それから、避難所関係の最後として、現在AEDは設置されていますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 避難所におけますAEDの設置ということでございますけれども、旧小学校に設置してございましたAEDについては、閉校の際に撤去してございます。設置につきましては、今後現在進出されている企業のご理解をいただく中で、設置については進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 恐らく学校教育課から今は財政課に小学校が移行したというときに、AEDがなくなってしまったということだと思いますけれども、これはぜひ進めていただきたいというふうに思います。

要旨3番、防災訓練の現状について伺いたいと思います。

近年の訓練の参加者数をお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 近年の防災訓練参加者ということでございます。

これにつきましては、先般の10月28日でございますけれども、23回目の防災訓練を実施させていただいたところでございます。近年3年間を申し上げますと、平成28年度では342人、29年度では327人、今年度でございますけれども、401人の参加ということでございました。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 今年がこの3年間で一番多かったということですね。

実は私この日、長南町のソフトボール選手の代表で長南町にいなかったんですけれども、401人いたということで、少しふえているということでちょっと驚いております。過去私が参加しておる中では、どうも最近マンネリ化しているなというような感想を持つわけなんですけれども、例えば保育園児とか小学生を積極的に参加させて、子供を交えての避難訓練、防災訓練、そういうことができないのかなど。日中はもちろん保育所、小学校、中学校に子供たちはいるとは思いますが、夜間、休日、そういうときの避難訓練として、来年あたり積極的に、小さい子供も連れて参加させるというような方向はいかがでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 保育所の園児、あるいは小・中学生の子供たちと一緒に参加させてはということでございます。

幅広い年齢層の方に参加していただけるように、子供向けでありますとか、あるいは親子で参加できる、そういった訓練を取り入れさせていただくなど、より効果的な防災訓練に向けた検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 前向きな答弁をありがとうございます。よろしくお願いいたしますと思っております。

次に、大規模災害のときの応援態勢ということで質問をさせていただきたいんですが、これはちょっと私ごとっぽい考えをしまして、それから長生郡市広域にかかわることなので、この質問をしていいかどうか分かりませんが、質問させていただきますと、各役場、市役所の職員の中で町外に働きにしている、町外の役所に勤務している方というのは相当数いるかと思っております。そういう方が執務時間以外に災害が発生したときに、果たして自分の勤めている役所へたどり着くのがいいことなのか、自分が住んでいる町で何か手伝えることはないのか、うまく言えませんが、恐らく広域の長がそういう発令をしたときに、自分の家のある役所の支援をしていいよという発令をしたときに、そのように動けるような体制がつかれないのかなというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 例えば長生郡内において、職員同士が地元の市町村で災害対応の活動をするのはできないのかという、そういったご質問かと思っておりますけれども、大規模災害が発生した際には、在住の市町村での活動のほうが確かに災害現場に赴く時間的なメリットはあるものというふうに考えております。しかしながら、市町村の職員は所属するそれぞれの自治体での災害対策本部の設置でありますとか、災害対応の活動などが基本的な任務になるものというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、被災の状況によっては、県内の市町村間の相互応援の協定がございますので、そういった協定に基づいて他市町村への派遣や応援要請ということができるといふようなことになっております。よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） この質問は難しいなと私自身も思っていたんですけども、実は長南町に在住しているほかの場所に勤務している職員にこの話をしてみたところ、私は津波が来るようなところに行きませんよというような話をしてくれたので、もしかしたらこういう話というのはありなのかなというふうに思ったんですけども、これは本当に広域で考えていただけるようなことでもあるので、また町長もしそういう機会があったら、広域での話にしていただければと、難しいですね。わかりました。

次に、もう一つ応援態勢で、町民に災害ボランティアとして育てていただくということはいかがかなと。これはよく最近テレビに出ますスーパーボランティアの尾島さんですか、あいう方が長南町にもいれば非常に心強いんじゃないかというふうに考えるわけなんですけれども、その辺の育成方法とかというのは、何かお考えはないでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 防災ボランティアの育成の考えはということでございます。

被災地におけるボランティアの活動は、被害の大きさ、また被災地のニーズ、そういったことによって臨機応変な対応が求められるというところでございます。倒壊した家屋の片づけでございますとか、被災者への寄り添い、そういった仕事の内容は多種多様であるというふうに想定がされております。こういったことで、防災ボランティアの育成は重要であるというふうには考えおります。

重要であると考えておりますけれども、町といたしましては、まずは自助とか共助、そういった観点から、自主防災組織の活動に重点を置かせていただいて、組織の設立でありますとかリーダーの育成、また組織力の向上の支援、そういったものに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） たしか小幡議員も災害ボランティアの講習に行かれたというようなことも前に聞いていますけれども、そういう講習にでも町民になるべく出られるように指導していただけるような態勢をとっていただければ大変助かると思います。

5番目の要旨、災害時の町内の食品企業とか商店とかの連携については今どうなっているのか、教えてください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 災害時の町内での食品の企業、あるいは商店などとの連携ということでございますけれども、現在公共施設に設置しております自動販売機で販売しておりますジュース、あるいは水などでございますけれども、そういったものを無償で配布していただけるという、そういったものは2社ございます。また、食料品を優先的に提供していただけるものが1社、また備蓄水の提供、水の供給に関するものが1社とそれぞれ災害協定を結ばせていただいております。そういった中で、町内の店舗との協定は1社となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 食品などは、どうも最近では3日分の備蓄があれば何とかなるというふうな報道がよくされていますけれども、本町では2社、1社、1社で4社と食料品、備蓄水などの連携をしていると、連携をしているということで承知しました。

もう一つ長南町には寝具の企業さんがありますよね、お布団をレンタルしている会社ですけれども、そちらとの連携というのはありませんか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 寝具の企業との協定ということでございますけれども、現在は締結していないというのが現状でございます。そういったことでございましたので、この企業のほうに問い合わせさせていただきましたところ、通常寝具、布団としてすぐ提供できるものは数は余りないというようなことで、現在のところでは災害協定のほうは、残念ながら難しいというようなお話があったところでございます。



そういったこともございますけれども、災害発生時に優先的な物資の調達といったものが可能となるよう、企業、あるいは商店の方々のご理解をいただきながら、協定締結に向けた働きかけをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 問い合わせをしていただいたということですが、大変これは残念なお話でございました。

では、次に要旨の6番、地震計の設置場所に関してですが、本年7月7日、七夕の日に震度5弱を記録したところなんですけれども、どうもいろいろなところから地震計の設置位置が適当ではないのではないかと指摘を受けておりますが、その件について町のほうはどう考えていますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） お尋ねの地震計の関係でございますけれども、現在町に設置しております地震計につきましては、千葉県震度情報ネットワークシステムということで、県が設置、管理、運用をしている施設でございます。ご質問にございましたように、確かに近隣市町村に比べまして、若干震度が大きく観測される傾向があるのかなというように感じております。こういったことから、県のほうに震度計の位置や観測結果の補正などができないかということで要望しておりますけれども、県としては測定機は正常に機能しているというような認識であるということでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 県のほうでは正常ですという回答だそうですが、そうすると地盤が悪いんじゃないとか、そっちのほうに考えが及ぶわけですが、どうもこのときは千葉県東方沖での震源だったにもかかわらず、海沿いの町が震度が弱く、長南町だけは飛び抜けて高かったと。ほかの議員にも聞いたところ、遠くのほうから、遠くというのは関西とか、いろいろなところから、長南町はひどいじゃないか、大丈夫かというような連絡をいただいたということなんですけれども、そういうふうにごだけ大きな震度が出ちゃうと、長南町というのは危ない町じゃないかというふうな感想を持たれてしまうことも考えられるわけで、設置位置を変える考えはありませんか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 設置位置を変える考えはということでございますけれども、先ほど申しましたように、基本的に震度計は県の施設ということでございます。となりますので、決定権は県にあります。ありますけれども、町からの要望によりまして移設は可能であるというふうに回答はいただいております。しかし、移設する場合には、全額町の負担というような条件となっておりますので、庁舎の建設、そういったものが今後控えている現状での移設については、今のところちょっと慎重に検討させていただければというふうに考えております。

なお、震度計の件につきましては、県で設置しております震度計とは別に、今気象庁のほうから長南町に震度計を設置したいというふうな申し出がございます。そういったことでございますので、現在その設置に向けた調整を行っているという状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） ぜひ気象庁の震度計を適正な位置に設置していただけるよう努力していただきたいと思っております。

最後、7番になりましたけれども、防災倉庫の件ですけれども、現在ガスホルダーの近くに防災倉庫が1つありますね。それが災害時にそこに何か取りにいけと言われてたときに、ガスが余りにも近くて、これは近寄りたいたいというふうには私思うんですけれども、それを私は移設したほうがいいと考えます。町のほうでどう考えるか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 現在でございますけれども、防災倉庫については本庁舎の脇に1基、給食所の脇に1基、計2基ございます。ご質問のありました給食所の脇に防災倉庫につきましては、設置する際に適当な場所が役場周辺にないかということで考えました結果、現在の位置に設置、配備しておるのが現状でございます。内容といたしましては、食料でありますとか毛布など、避難所内で使用する備蓄品を保管している状況でございます。

移設する考えはあるかということでございますけれども、先ほどもありましたけれども、庁舎の建設等を控えている中で、建設を検討する中で、防災倉庫の設置場所についても、あわせて検討させていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 庁舎建設にあわせてということですので、先ほどの地震計、そしてこの防災倉庫と庁舎建設と同時によりよい方向にしていきたいと思っております。

以上で、終わります。

○議長（板倉正勝君） これで8番、大倉正幸君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開につきましては2時30分を予定しております。

（午後 2時12分）

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時29分）

---

◇ 和田和夫君

○議長（板倉正勝君） 次に、13番、和田和夫君。

〔13番 和田和夫君質問席〕

○13番（和田和夫君） 議長のご許可を得まして、一般質問をさせていただきます。日本共産党の和田和夫です。通告に従って質問をさせていただきます。

国保についてであります。

1点目は、来年度の一般被保険者と退職被保険者の人数と療養費の見通しについてどうなりますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） それでは、来年度の保険者と療養費の見通しについてお答えします。

初めに、一般被保険者の見込みですけれども、2,167人、退職被保険者は15名です。退職者医療制度が平成27年度3月末で廃止された関係から、平成27年3月31日までにこの制度の対象となっている方について、その方が65歳になるまでは制度が継続されておりましたが、平成31年度で該当していた全ての方が65歳を迎え、平成32年度以降は退職被保険者は発生しないことになります。

次に、療養費の見通しですけれども、医療費の伸びは年間で従来3%程度と言われておりますが、9月末時点で前年同期比較では7.34%の療養費の上昇となっております。来年度も療養費の上昇はある程度避けられないと考えております。しかしながら、療養費の伸びを少しでも鈍らせるためにも、今年度から本格的に運用されております保険者努力支援制度にも積極的に取り組みながら、病気の早期発見、早期治療のために、保健師による健診未受診者宅への個別勧奨や来年度から実施予定の健康無関心層などへの行動変容を促していく事業として、ポイント制度を導入してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 次に、協会けんぽと比較してどうかということなんですけれども、中小企業の労働者が加入している協会けんぽと国保を比べるとどうなのかです。

今、国民健康保険は全国で4人に1人が加入しており、国民皆保険制度の重要な柱なのに、国保世帯の所得は低く、公的医療保険制度の中で、国保税が一番重い負担を強いる制度になっています。国保財政への公費負担は国と都道府県で4.6兆円、国が75%、都道府県で25%を負担しています。東京23区で年収400万円、4人世帯を比べると、けんぽの加入者は19万8,000円、国保加入者は42万6,000円と2倍以上の負担ですが、町の国保とけんぽを比べるとどうなりますか。具体的には、年収400万円、30歳代の夫婦と子供2人の場合、また年金収入で280万円、高齢者世帯の場合、所得300万円、自営業者3人世帯で30代の夫婦と子供1人の場合はどうなりますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） 協会けんぽとの比較でございますけれども、協会けんぽでは例えば年収400万円、30代の夫婦で子供2人の場合は、特別区で19万8,000円でございます。本町の国保加入の場合では、年収400万円、30代夫婦で子供2人の場合は、所得換算しますと266万6,400円となりまして、年間保険税は41万4,900円で、東京都の特別区でのけんぽと比較しますと2倍強の開きがあります。また、本町国保加入者のう

ち年金収入280万円、高齢者夫婦世帯の場合は、所得換算しますと160万円となりまして、年間保険税は28万5,000円となります。所得額300万円、自営業の3人世帯で30歳代の夫婦に子供1人の場合は、年間保険料は41万6,600円となります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 今お答えくださったように、年収400万円で30代の夫婦と子供2人の場合は、国保は41万4,900円とのことです。協会けんぽの差額も20万3,400円と、町の国保税は2倍以上の負担をしております。この方々の年収の9.64%、1割近くを払っていることとなります。年金収入の高齢者2人世帯の場合は28万5,000円と、年収の10.2%を支払い、所得額300万円の自営業者は国保税が41万6,600円と、所得の13.9%の支払いとなっています。やはり高いですね。国保を協会けんぽ並みに引き下げるということについてどう考えますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） 国保税を協会けんぽ並みに引き下げるということについてどう考えるかとの御質問でございますが、確かに協会けんぽとは違い、国保税には事業主負担という考え方はございません。また、国保では比較的若い加入者の多い協会けんぽとは違いまして、その被保険者の構成も中高年齢者が多く、医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険税の負担率が高いという構造的な欠陥を抱え、厳しい財政運営を強いられております。現在の制度のもとでは、地方税法等により賦課方式が定められておりますので、ご質問のように簡単に保険税を下げることはできません。

しかしながら、国保の都道府県化に伴いまして、毎年3,400億円の財政支援の拡充や国保制度改善強化全国大会等で、医療保険制度の一本化の要望も行っているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 次に、3点目の激変緩和策への対応について聞きますが、今年の激変緩和策の対応と考え方についてであります。国保の広域が今年から実施されておりますが、今年の激変緩和策についてどうだったのか、お答えください。また、保険者のみに負担を求めるシステムについてどのように考えますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） 激変緩和への対応と考え方についてでございます。

激変緩和策の流れでございますけれども、国保事業納付金の算定につきまして、県は医療給付費から公費等による収入額を除き、県内の保険料収納必要額を市町村ごとに被保険者数、所得水準、医療費水準に反映し、市町村ごとの納付金の額を決定します。この納付金の算定では、平成28年度保険税額を起点として、制度改正の影響による著しい保険税の増加が生じないよう、県繰入金や国の調整交付金暫定措置分などを活用し、激変緩和が行われました。今年度の結果につきましては、本町の医療水準が県下でも常に上位にあるため、激変緩和

和策により1人当たりの保険税は9万6,116円と、激変緩和がされない場合と比べ3,556円の効果額が発生しております。また、本算定時の1人当たりの保険税は9万3,414円となっております。

次に、広域化に伴います激変緩和策ですが、本町は激変緩和に伴います恩恵を受けておりますので、保険税の急激な上昇を生じさせないためにも必要な制度であると考えております。

なお、被保険者のみに負担を求めるシステムについてどのように考えるかとのことですが、国民健康保険税は不均一で偶発的な事故に対してのいわゆる保険救済のために充てられるものでございますので、受益者は個々の被保険者ですので、受益に対する負担が考慮されることは、制度上必要なことであると考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 国の激変緩和策がいつまでも続くとは考えることができません。国の激変緩和策が今よりも減らされた場合、町民には転嫁せずどのようにしていきますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） 激変緩和策が今よりも減らされた場合、町民への転嫁をせずどのような対応をとりますかとのことですが、現在千葉県国保運営方針の対象期間及び特例基金から、激変緩和措置へ充当できる期間との整合性の観点から、激変緩和の期間は平成35年までと設定されております。県の運営協議会では、平成36年度以降の取り扱いは今後の保険財政の動向を踏まえ、一定割合の設定とあわせて判断するとなっておりますし、将来的には県内での国保税の一本化も視野に入ってくるものと考えているところです。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 次に、④の来年度の国保の見通しについてであります。平成29年度の決算で実質収支が9,714万円、財政調整基金が3,913万円、合わせて1億3,627万円あります。来年度の国保税の見通しについてお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） 来年度の国保税の見通しということで、来年の1月末に県より標準保険料率が示されますので、その後でないと見通しが見つからない点もございますが、町といたしましては、現在の保険料率につきまして、県内の状況から見ても医療費水準が高いことにより、税負担が重い状況になっております。医療費の上昇を抑えるためにも、保健事業に重点を置いた取り組みを行いながら、医療費の適正化を図ってまいります。しかしながら、医療費の適正化につきましては、すぐに成果があらわれるものではありませんので、保険税不足分は繰越金や財政調整基金の充当により、保険税率の上昇を避けたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 保険税の不足分は繰越金や財政調整基金、平成29年度決算で1億3,627万円を活用して据え置き、保険税の値上げをしないよう求めますが、お考えをお尋ねします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） 繰越金と基金を活用して国保税を据え置けないかのご質問でございますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、来年度の保険税不足分につきましては、繰越金と財政調整基金の充当により保険税率の上昇を避けたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 次に、⑤です。

国保は子供が多くなるにつれて負担がふえる仕組みになっています。町が単独でもできることとして均等割、平等割の軽減を行って、子育て支援としていくことが必要です。子供でも年間2万4,000円が課されているので、子供の均等割をなくすようにしたらどうでしょうか。均等割を子供全員に適用した場合でも301万6,000円、18歳未満の子供の均等割を3割にした場合は90万5,000円です。これらの対象の子供は122人と聞いております。子供の均等割を免除して子育て支援をしていく、そういう考えはどうか。子供の均等割を免除することを求められますけれども、どうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） 子供の均等割を免除することについてでございますが、日本の保険制度は国民皆保険であり、国民健康保険税は地方税法及び長南町国民健康保険税条例において課税の方式が定められております。子供であっても国民健康保険の被保険者であることに変わりはなく、あまねく被保険者の方に関しては、均等割の負担をいただくことが国民健康保険の大前提となっております。

仮に子供の均等割を減らしたときに、他の困難を抱えている人の均等割をどうするのだということなどを突き詰めていきますと、応益負担のありさまが根本から変質してしまい、そのバランスをどうするかという大きな課題も発生しています。本町では、子供のいる世帯であることをのみをもって、町単独の判断で一律に減免を行うことは、国民健康保険制度が加入者に一定の費用負担を求めるものであることを踏まえたと適切ではないと考えております。

なお、低所得者世帯の負担軽減のためには7割、5割、2割の保険税を軽減する措置を設けておりますので、低所得者に配慮した税負担となっているところです。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 町全体で20歳未満の子供たちは今何人おりますか。子供の均等割は国保の保険者という考え方ではなくて、子供たちが平等である子育て支援という観点から考えることはできませんか。子供が少なくなってきたからこそ大切なのではないかと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） まず、町全体で20歳未満の子供は何人とのことですが、平成30年12月1

日現在で男性453名、女性446名、計899名となっております。

また、子供の均等割は子育て支援の観点から考えられないかとのことでございますけれども、本町では子供のいる世帯であることのみをもって、町独自の判断で一律に減免を行うことは、国民健康保険制度が加入者に一定の費用負担を求めるものであることを踏まえたと、適当ではないと考えていますし、低所得者世帯の負担軽減のために7割、5割、2割の保険税軽減する措置を設けておりますので、低所得者に配慮した税負担となっております。

なお、子供に係る均等割保険税を軽減する支援制度の創設について、国に対して要望を行っているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 6番目に移ります。

協会けんぽ並みの保険税にするために、1兆円の公費負担を要望することについてであります。

国保の平等割、均等割をなくしていけば、協会けんぽ並みの保険税にすることができます。国が1兆円をふやしてくれれば、協会けんぽ並みに引き下げることができます。全国知事会では、1兆円の公費負担で協会けんぽ並みの国保負担を2014年、政府へ要望しております。まだ実現しておりませんが、いろいろな機会を捉えて国に対して要望を行うように求めますが、どうですか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） 国に1兆円の公費負担を要望ということでございます。

他の保険に比べまして保険税負担が重いなど、市町村国保が抱える問題については、医療保険制度全体を改革する中で、国において解決すべき課題と考えておりますけれども、町といたしましても、国に対して毎年度国保制度改善強化全国大会で、財政支援の拡充や公費投入等の要望をしているところでございます。

なお、今年度は全国で財政基盤の強化を図るため、約1,600億円の公費の拡充があり、千葉県への配分は75億円となっているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 次に、大きな2つ目の質問に入ります。

子供たちの声を町政に生かすという視点から伺います。

少子化で子供たちが少なくなっている。だからこそ長南町に愛着を持ってもらいたいと思います。毎年子供たちの声を聞いて、子供たちの声を生かす機会をふやして、大切にされていると思うような町にしていくことが必要なのではないでしょうか。町長と語る会は最近ではいつ行いましたか、どんなことが話題に上りましたか、各地で子ども議会や町長と語る会で子供たちの提案、アイデアを町政に生かす取り組みがされています。

我孫子市の子ども議会では、大きなショッピングセンターではなくて、小さな空き地を活用して、洋服や食料などの専門の施設を建ててはどうか、誰でも使いやすいユニバーサルデザインへの具体的な取り組みを質問して、市長は市内のタクシー会社がユニバーサルデザインを導入する際に支援をしていきたいと答えておりま

す。

島根県の出雲市は、誰もがみんな住み続けたいくなるまちを目指して、子供たち、若者たちと大人が会談をしたり、若者たちがやってみたいこと、実現してみたいことを発表するイベントを行っております。プログラムの1は、小中高生と大人たちがフォークダンスのように一、二分ごとに入れかわって対話をするワークショップを行い、学校のこと、暮らし、悩みなど、自分たちの本音をぶつけ合います。プログラムの2番目は、まちの未来を担う子供たちや若者たちのリアルや気持ちや希望を、地域の大人たちに聞いてもらうために、市内に住む高校生と中学生がこれからのまちでやってみたいこと、実現してみたいことを発表しております。

福岡県川崎町では、子ども議会の要望を受け入れて公園をつくっております。年2回、町内の4小学校の5、6年生の代表4人が参加する子ども議会を開催、町長をはじめ執行部と議論、これまで21回の子ども議会の中で、遠足に行く場所がない、遊べる公園がない、そのような意見がありました。これを重く受けとめた町長が公園整備を計画し、一般会計に予算を計上し、議会も認めました。町長は子ども議会で発言してもらったことが実を結びました。将来は新たな花見の場所になるように整備を続けていきたいと話をしていきます。

このように、子供の声を聞く機会をふやして、大人になっても長南町に愛着を持って、長南町に住み続けられるようにしたらどうでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） これまでも60周年記念誌での町長との対談、あるいは第4次総合計画における中学生へのアンケート実施など、いわゆる節目ごとに子供たちの意見を聞く機会を設け、将来を担う若い世代の意見を町政に反映してまいりました。

現在でも出前講座のメニューにつきましては、毎年、新規、変更、統合、廃止を行っております。本年度はちなみに地域版町長と語る会を新規に追加しております。こういったメニューを利用して学校等で活用していただくのも一つの手法ではないかというふうに考えております。

今後、そういった意味合いで、中学生を対象としたわかりやすい子供版町長と語る会などのメニューを追加するなど、周知に努めてまいりたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 次に、3番目、長生病院の充実についてであります。

長生病院は長生郡市の中核病院ですが、急性期医療の入院、救急医療を担う医師不足は深刻です。外科の医師は1人しかいなくて、外来や入院患者が減っています。また、産婦人科は診療科目から外していないが、医師は今現在ゼロで、医師の確保が大変です。入院患者が100人を切り、老朽化でベッドを削減し、その結果、国の基準改悪もあって、財政悪化が進むなど、経営に直結する深刻な事態となっております。

経営状態を立て直すには、最重要課題は医師の確保と考えます。人口10万人当たりの医師数は、全国平均が251.7人、千葉県平均が196.9人で、千葉県の医師数は全国45位です。そのうち千葉県内でも山武長生夷隅は116.3人と全国平均の半分です。新医師研修制度によって研修先を自由に選べるようになって、その結果、研修医は都市部へ集中し、地方の医師数は決定的に不足する事態となっております。国の制度の変更により、これ



まで千葉大学病院からの外科医などの派遣に頼っておりましたが、医師たちが県外に出てしまい、地域病院から引き揚げざるを得ないなどの事態になっています。これでは救急にも対応できない、今異常な事態となっています。国・県の責任は重大であると言わなければなりません。

また、安心して子供を産める病院にしていくことも必要です。長生郡市内では、今子供を産める病院は2カ所しかなくなってきました。産婦人科の医師を確保して、安心して子供が産める環境をつくっていく必要があります。産婦人科と外科の医師の確保を病院任せではなくて、町としても医師確保のために特別奨学金制度の設立を急ぐ必要があると思います。奨学金の検討など、町独自の考え方があるか、伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

○健康保険課長（浅生博之君） 医師確保に向けた町の取り組みということで、外科医師や産婦人科医師につきましては、千葉県はもとより全国的に地方は医師不足となっております。現在、公立長生病院では常勤の外科医が1名体制であることから、手術数は少なく、入院及び外来患者が減少し、経営悪化が懸念されています。

病院側としましては、この状況を危惧し、千葉大に医師派遣依頼をしていますが、外科医はそもそもリスクを伴うことが多いので、なり手が少なく、医師派遣が大変厳しいとの報告を受けています。また、経営面につきましては、全職員を対象に経営状況等を説明し、勸奨退職の募集やコンサルタントに経営診断を委託し、経営の改善を模索しているとのことです。

町としまして、医師確保は町単対での支援は難しい問題であります。長生病院経営改善検討委員会が設置されていますので、この中で出された改善策や市町村が支援できることについては、構成市町村で協力していくほかないと考えているところです。

また、長生病院の産科医療につきましても、現在医師がいないため休止状態であります。産科医は訴訟問題があるので、外科医以上に医師は少なく、再開は困難であるようです。長生郡市内でも民間の2医療施設に減少し、後継者の動向にもよりますが、分娩の取りやめが危惧されているところです。

産科問題につきましては、公立・民間機関にかかわらず広域が事務局となり、長生郡市産科医療問題等検討会を設置し、7市町村の担当者も加わり、長生地域出身の産科医の発掘や開業のための補助制度のほか、さまざまな角度から検討してきましたが、現在は効果的な打開策はありません。数年後の長生地域のあるべき産科医療体制の検討を引き続き協議していきますので、検討会への意見、協力を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 長生病院の経営状態なども大変な危機にある。そこには医師の確保がとりわけ重要だと考えます。長生病院だけの問題にしないで、もっと何らかの全体で支援策ができることを考えてほしいと思います。

以上、要望で質問を終わらせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで13番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

---

◇ 丸 島 な か 君

○議長（板倉正勝君） 次に、12番、丸島なか君。

〔12番 丸島なか君質問席〕

○12番（丸島なか君） 12番議席の丸島でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

大きい1点目として、学校におけるがん教育の推進についてお伺いをいたします。

厚生労働省では、がんは1981年、昭和56年より死因の第1位であり、2010年、平成22年には年間約35万人が亡くなり、生涯のうちに国民の約2人に1人ががんにかかり、3人に1人が死亡すると推計しておりました。日本最大の国民病とも言われるがんについて、国ではがん検診受診率を50%以上の早期実現を目指しており、その達成はがんに対する正しい知識が広まれば可能であると見ております。

平成24年6月、新たに策定されたがん対策推進基本計画に、がん教育の推進が盛り込まれたため、がんの予防や治療に対する正しい知識を子供たちに教える取り組みが全国で広がりつつあります。がんに関する教育の先進的な取り組みを行っている教育委員会では、小・中学校で健康教育の一環として独自のがん教育プログラムを開発し、小学校6年生、中学3年生を対象に、保健体育の授業の中で年に1回以上実施されているようでございます。その結果、がん検診の受診率が上昇したとも聞いております。

このがんに関する教育については、平成23年12月に質問させていただきましたが、当時は指導要領にないとの答弁でございました。質問してから7年が経過しましたが、がんに関する教育について、長南町の実情はどのようにおこなわれているのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） ご質問の学校におけるがん教育でございますが、がん教育につきましては、平成26年度に、がん教育のあり方に関する検討会が設置され、国として本格的にその推進が検討されてまいりました。そして、ご案内のように平成33年度実施予定の中学校学習指導要領、保健体育科の解説におきましては、指導内容としてのがんの予防が明確に記されました。

ご質問では、小・中学校の実情ということでございますが、現行学習指導要領にはがんの予防の記載はありませんが、小学校6年生の保健、あるいは中学校3年生の保健体育の学習において、生活習慣病の予防、喫煙、飲酒の害等について、子供たちは学習しております。その中で生活習慣に配慮することが、がん、心臓病等の予防につながるという指導をしております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 本年10月に文部科学省は、がん教育の実施状況について初めてとなる全国調査の結果を公表し、国公私立の小・中・高校のうち、約6割が2017年度にがん教育を実施したそうであります。調査は、改正がん対策基本法（2016年12月施行）に、がん教育に関する条文が新たに盛り込まれた改正法に基づく、第3期がん対策推進基本計画、これは平成17年から22年度に国は全国での実施状況を把握すると明記されたことを受けて実施されたということで、全国の3万7,401校から回答を得た調査結果によると、がん教育を実施しているのは、全体の56.8%に当たる2万1,239校、このうち12.6%に当たる2,676校が外部講師を活用していた

そうです。活用した外部講師の職種は、がん経験者が557校、これは20.8%だそうです。がんの専門医、これは454校で17%、そして薬剤師は392校で14.6%、学校医によるものは358校で13.4%、このような状況であったということで、活用の効果については多くの学校が、健康と命の大切さについて主体的に考えることができた。

また、がんに対する知識、理解が深まったなど、回答があり、今後の課題としては、講師の打ち合わせを事前に行わないと、講師の話す内容と学校の要望にギャップが生じる。また、年間計画に位置づけないと指導時間の確保が難しい。講師リストがなく、講師を探すのが難しい。講師への謝礼金などの経費が確保できない等があるようですが、長南町の小・中学校としては、今後の対応をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 今後の対応ということでございますが、中学校の新学習指導要領には、がんの予防が明記されましたことを踏まえて、特に中学校におきましては、新学習指導要領の実施を待たずに、徐々にがん教育の推進に力を入れていきます。幸いがん教育の推進についての教材あるいは資料が、文科省をはじめさまざまなところから最近多く出されているということでございますので、今後は外部講師の派遣も含めまして、それらを活用しながらがん教育を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 学校教育においてがん教育を積極的に推進していただけるようで、今後は外部講師の派遣も含めてやっていただけるようなので、大変うれしく思います。近年、医療の診断と治療の医学の進歩により、乳がん、胃がん、大腸がん、子宮がんなどの一部のがんでは早期発見、早期治療が可能となってきております。また、がんの予防ワクチンなども開発され、昔はがんになると助からないと思われていましたが、今は治る病気となり、こうした事態を防ぐためにも、子供のころにがんの正しい知識を得ることの必要性が課題となってきておると思います。

児童・生徒に対するがんを含む病気の予防や生活、行動に関する健康教育は、文部科学省による学習指導要領に位置づけられており、がん教育は将来のある子供たちのためでもあり、また子供たちの両親などが、がんが発症しやすい年代でもあり、子供から親に検診を受けているのという、そういう言葉などがあれば、検診率アップにもつながっていくと思うところでございます。また、義務教育の時代にがん検診や予防の大切さをしっかり学ぶことががん対策の最大の啓発活動になると思います。

がん教育の先進的な取り組みをしている教育委員会によりますと、教員用の指導の手引や独自教材のCDを作成して、電子黒板などを利用したわかりやすい授業が行われており、学ぶテーマとしては、みんなでがんのことをもっと知ろうであり、がんってどんな病気、何が原因、手術が必要な病気、予防方法はないのなどなどの具体的な項目について学び、がんを通じて生きるための知恵や知識が必要でありますし、命の大切さを教えることが目指されているようでございます。本町でも町民の命を守るために、がん教育を積極的に推進すべきだと考えますので、よろしくお伺いをいたします。

以上で1点目の質問を終わります。

次に、大きい2点目の防災・減災対策のほうに移らせていただきます。

今年は地球温暖化のせいでしょうか、観測史上最も早い6月に梅雨明けをし、大阪北部地震、甚大な被害が出た西日本豪雨、国内最高気温の更新、日本列島を東から西に逆走した台風12号、異例づくめの天候が続き、今年の熱波は未体験ゾーン、危機的状況と言われ、北海道胆振地震、台風21号、24号と幾つもの大規模災害に見舞われた年でした。まだ多くの方が避難所に身を寄せておられる方もいるようでございます。一日も早い復旧、復興を祈念しております。

私たち公明党は、現場の声を政策立案に反映させるため、全国約3,000人の公明党議員が地域の一軒一軒を訪問し、子育て、介護、中小企業、防災・減災の4つのテーマにアンケートを行い、100万人訪問調査運動を4月から開始し、6月までの3カ月間実施をいたしました。平野町長をはじめ執行部の皆様、また議員の皆様、町民の皆様にもご協力いただきました。この場をおかりして御礼を申し上げます。大変にありがとうございました。現場の声を直接聞くという姿勢は政治の原点と思います。私も約350名以上の皆様にご協力をいただきました。今回はこのアンケートの中で特に防災・減災に対する質問が多くありましたので、その中の4点をお伺いをいたします。

まず1点目の液体ミルクの備蓄についてお伺いをいたします。

乳児用ミルクはこれまでお湯で溶かすなどの調乳が必要な粉ミルク、調製粉乳の基準しかありませんでした。一方、液体ミルクは成分が母乳に近く、乳児に必要なビタミンやたんぱく質など、栄養素を加えた液体状の乳製品です。粉ミルクとは異なり、調乳に欠かせないお湯などを用意する必要はなく、常温保存が可能で、開封後はふたをあけて吸い口を装着するなどすれば、すぐに飲むことが可能です。水や燃料が確保できない災害時に有効とされており、夜間や外出時の授乳が手軽に利用できるため、男性の育児参加促進にもつながっているようです。

海外では欧米を中心に1970年代から普及が進み、缶や紙パック、レトルトパウチなどに詰められて販売されていると聞いております。アメリカではすぐ飲ませられる液体ミルクが備蓄品に入っているそうです。液体ミルクは2011年の東日本大震災や2016年4月の熊本地震のとき、フィンランドから救援物資として被災地に届けられ、大勢の赤ちゃんとお母さんが助けられたことにきっかけに、注目が集まりました。液体ミルクは常温で保存ができ、密封されているので、衛生的とのこと。お湯で溶かして冷ます必要もなく、赤ちゃんにすぐ飲ませられ、粉ミルクより利用しやすく、災害時の負担軽減にもつながります。

本町においても災害備蓄品に液体ミルクを加える考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 液体ミルクの備蓄についてということでございます。

乳児用の液体ミルクにつきましては、平成30年、この8月に厚生労働省、また消費者庁の関連省令等が改正、施行されまして、事業者が基準に適合した製品を国内で製造、販売することが可能となったところでございます。

先ほどもございましたけれども、乳児用の液体ミルクは、液体の人口乳を容器に密閉したものでございますので、常温での保存が可能な製品として、そのまま飲むことができ、粉ミルクに比べて授乳者の負担軽減につ

ながるものとされております。

一方、外国製の液体ミルクの保存期間は1年、短いものと半年程度であるというふう聞いております。そういったことございますので、現段階での備蓄は難しいものと考えております。考えておりますけれども、水やお湯を使わずに授乳できると、そういったメリットもございますので、国内の流通体制が整って、使用方法やまたそのリスク、そういったものに関して十分に理解が進んだ時点で、災害時の備えとして活用できるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 日本でも江崎グリコが研究開発を開始したとの話もお聞きしましたので、販売も間近だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、2点目の知的障害児、障害者の避難についてお伺いをいたします。

障害児をお持ちのお母さんから、うちの子は障害を持っているので、避難した場合は皆さんと一緒に避難生活ができないので、対応をお願いしたい旨のお話がありましたが、町として障害を持った方の避難についての対応はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 知的障害者の避難についてということでございます。

避難所などで生活する障害児、または障害者の方とご家族への支援に当たりましては、その障害特性等により、特段の配慮が必要であるものと考えております。

ご質問の知的障害者の方が避難されたという場合には、言葉などをうまく使うことができないといった、そういった状況が想定されます。そういったことですので、わかりやすく、少ない言葉でゆっくり話して、また文字にはルビを振ったりするというような、そういった配慮が必要であるというふうに考えております。ご本人、ご家族のご理解、ご協力をいただきながら、適切に対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 障害にもいろいろありまして、精神障害者、精神障害児の方についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 精神障害者の方への対応ということでございますけれども、また、精神障害の方につきましては、環境変化、そういったストレスでございましてとか、服薬の中断によって病状悪化につながるリスク、そういったものがあると思われまして、病状でございましてか服薬情報の聞き取り、そういった丁寧な配慮をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 今2つほどお聞きしましたけれども、障害にもいろいろあると思います。この障害児とか障害者ごとに配慮する対応策というか、そういうのは何か定められているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 障害を持った方々のそれぞれの対応ということでございますけれども、厚生労働省から、避難所で生活する障害児・者への配慮事項等についてという、そういった通知が発出されております。この通知に基づきまして、適正に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 災害が発生した場合、障害のある方も避難してきて、安心して避難生活ができる体制を整えていただきたいことをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

次の3点目の感震ブレーカーの設置についてお伺いをいたします。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震の揺れに伴う電気機器の転倒による出火や停電が復旧した後に起こる火災など、多数の通電火災が発生いたしました。通電火災を防ぐためには、電気のブレーカーを切って避難することが重要だと思います。発災後の慌てた状況の中でもブレーカーの切り忘れがないよう、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気をとめる装置が感震ブレーカーです。感震ブレーカーを設置することで電気関係の火災の出火、延焼を防止し、被害を軽減することができます。また、アンケート調査のときも多くの町民の皆様から設置していただければありがたいというような、そういうご要望もいただきましたけれども、町としてこの感震ブレーカーの設置についての考えをお伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 感震ブレーカーの設置についてということでございますけれども、感震ブレーカーにつきましては、大規模地震時の通電火災、先ほど議員からもございましたけれども、そういった火災の抑制に効果があるということでございます。延焼危険性や避難困難度が特に高い、地震時等に著しく危険な密集市街地といった指定がございますけれども、そこにおいて普及促進が必要であるというふうにされております。

町といたしましては、まずは感震ブレーカーの有効性について、広報等によって周知を行って、設置に向けた啓発に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 備えあれば憂いなしのことわざもありますけれども、見落としがちな二次災害、通電火災対策は大切だと思いますので、早目の対応をお願いしまして、この質問を終わります。

4点目のペット避難対策についてに移っていききたいと思います。

豪雨や地震など災害が相次ぎ、早目の避難の重要性が指摘される中で、家族の一員であるペットをどう守ればいいのか、対策が求められております。2011年の東日本大震災のときには、ペットのにおいや鳴き声などが

原因で、避難所でトラブルが続出したそうであります。町としてはペット避難について対策はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） ペットの避難対策ということでございますが、これにつきましては、環境省から災害時におけるペット救護対策ガイドラインというものが示されてございます。このガイドラインでは、ペットとの同行避難、また災害避難時における飼育管理をすることが飼い主に求められております。

本町の場合でございますが、避難所の中にペットを連れていくことは、ほかの避難者に不快感、また不安を与える可能性があるということや、また動物アレルギーの方もいらっしゃるというふうなことが想定されますので、避難所の外に飼育スペースを確保することとしてございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 環境省の作成した災害時の避難方法などをまとめた飼い主向けの冊子、「災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン」を配布しているようですが、これは町にありますでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） ガイドラインが町にあるかということでございますけれども、これについては、町には現在では備えておりませんが、環境省のホームページ等をごらんいただければ、そこにございますので、そういったこともありますが、皆さんの大切なペットが避難所のストレスとか、そういったトラブルの原因にならないように、ペットのしつけや健康管理、避難に必要な用具、そういったものを準備しておくことなどについても周知させていただく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、丸島なか君。

○12番（丸島なか君） 私がちょっと勉強させていただいたところによりますと、避難所でのトラブルを防ぐためにも、飼い主は周囲に配慮する必要があり、主な対策として①ケージを嫌がらないようにする、②排せつなどのしつけをきちんとしておく。③各種ワクチンの接種や寄生虫の駆除を行う。④ペット用の食料や水を準備しておく。⑤ペットの受け入れ可能な避難所を把握するなど、飼い主は幅広い視点で、いざというときに備えてもらいたいし、それが飼い主としての責任だということですので、いろいろ申し上げましたが、災害や災難というのはいつあるか、いつやってくるかわかりませんので、安全、安心の町づくりのためにも早目の適切な対応、また周知をお願いしまして、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで12番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては3時45分を予定しております。

（午後 3時35分）

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時46分）

◇ 森 川 剛 典 君

○議長（板倉正勝君） 次に、7番、森川剛典君。

〔7番 森川剛典君登壇〕

○7番（森川剛典君） 7番、森川です。

議長の許可を得ましたので、通告のとおり件名で3件、要旨で6点伺います。

今回の質問に関しては、個別に多くの町民の方々と対話させていただきましたが、トイレの設置基準の引き上げについては、署名までは集めていませんけれども、十分にご配慮してください。また、何分要旨について、1つ当たり10分程度しかありません。また、一番最後ということで、時間も迫っております。今度は抽選に順番をしていただくといいかなと思います。よろしくお願いします。

それでは、1件目の公共施設等の附属施設の整備について伺ってまいります。

この質問は、端的に言うと人間のお尻の問題です。日本の温水洗浄便座は世界的に評判ですが、その普及率は目を見張るものがあり、商業施設や観光トイレに入るとほとんど温水洗浄便座が入っており、観光用トイレでは標準になりつつあります。また、トイレの設置基準もたびたび更改されており、車椅子のままに入れるものやおむつの交換できる広いスペースを持つ多目的トイレ、多機能トイレと言われるもの、小さな建築物を除いて設置されるようになってきました。世の中のニーズが後押しをしていると思っております。

それでは、トイレ事情の核心です。

町の多くの公共施設のトイレは、設置基準により設置されてきました。公共施設等のトイレは施設の建設年度や設置基準の変更に加えて時代の流れもあり、和式、洋式、温水洗浄便座から簡易便所までさまざまありますが、近年は温水洗浄便座化が進んでいます。直接、温水洗浄便座は入ってないですかと利用者に要望を言われた施設もあるそうですが、ない施設においては家に帰ってからするという人も聞いております。

そんなトイレ事情について、今回は数十人への聞き取り調査をもとに発言をさせていただきます。

町の公共施設では、建設以来一度も改修されていないトイレも多々あります。多目的トイレや身障者用では改修や配備がある程度進んでいる施設もあります。その中で温水洗浄便座についてはどの程度配備されているのか、今後の整備目標などや設置予定などについて、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） それでは、どの程度の配備であるか、また今後の整備目標、設置予定についてお答えさせていただきます。

公共施設の温水洗浄便座の設置状況でございますけれども、役場本庁舎ではトイレ10カ所中、男女各1カ所、障害者用1カ所、保健センターでは、13カ所中男子1カ所、女子2カ所、小学校では来客用男子1カ所、女子2カ所と障害者用トイレ1カ所、中学校では教室棟の各階の障害者用トイレ3カ所と体育館の障害者用トイレ1カ所、笠森霊園管理事務所では男子1カ所、女子2カ所及び障害者用1カ所に設置してございます。また、



児童クラブ施設では、男子1カ所、女子2カ所、障害者用トイレ1カ所と全てに設置済みとなっております。

今後の整備目標や設置予定につきましては、役場本庁舎や公民館につきましては、建設予定がございますので、その際に設置し、またその他の施設につきましては、障害者用トイレを含めて必要性を考慮して設置していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 冒頭お尻の問題という発言をしましたが、使う方、利用者のお尻は同じなんですけれども、施設によってはお尻の扱い方が違うんですね。設置基準が当時のもののままだからです。例えば町営住宅では簡易式洋式トイレに個人がかえても、退去時には設置基準の和式のポットトイレに戻ると聞いています。浄化槽の容量の問題はあるといえ、設置基準のために逆行している感さえあります。この設置基準が変わらないとだめなのでしょうか。

何回も言いますけれども、公共施設トイレはいろいろなんですけれども、利用者のお尻は同じなんです。時代やニーズに合った統一基準を考えてくれるところがないと、建設当時のままで実際に50年間同じままで終わるトイレもあり得るわけで、それは現状起ころうとしています。時代に合った施設の設備にしてもらいたいと思うわけですが、そういうことはどこで考えたり検討するのか、再度お聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 各施設状況を一番把握しております所管課で対応していくことと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） よくわかっている施設の所管課ということなんです、そうなりますと統一基準ではなく、その当時の設置基準にあわせていろいろなトイレが存在するという認識、現況でいいかと思えます。

それでは、設置基準が変わった場合ということでお聞きします。バリアフリー法など、設置基準が変わると公民館では一般トイレを身障者用トイレに変更はあったと聞いています。そのときは温水洗浄便座が導入されていみせんでしたが、中学校では最初に答えられたように、多目的トイレに温水洗浄便座が1階から3階、そして体育館に入っています。そうすると、中学校ではどの段階でどういう理由で入ったか、それがわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

長南中においては、平成19年建築の教室棟及び体育館に車椅子対応のトイレに洗浄便座が設置されております。学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものに、学校施設整備指針がございます。現在のものは平成4年に策定されており、必要に応じて改正が行われておりますが、平成19年の改正においては、以前より記述はございましたが、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述や児童・生徒の障害の特性に応じた計画、設計上の留意点が充実されました。あわせて時代とともに洗

浄便座の普及から当時採用され、導入されたものと考えられます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 説明でわかりました。

中学校では、11年前にあったバリアフリー化の設置基準だけではなくて、留意点が充実されたということで、多目的トイレやそのトイレに温水洗浄便座が入っているということです。これはその当時の設置基準に書かれている最低限以上を留意ということで十分にしんしゃくした、これは利用者にとってはとてもありがたいことだと、基準にないものでもあるわけですから、まとめではないですけども、考え方一つで設置基準以上に配備も可能ということで、建設当時の古い基準ではなく、現在の基準的なものや町民のニーズで考えると、各施設には最低でも一つ以上温水洗浄便座は配備されたほうがよいと思います。

ちなみに、聞き取り調査を行った限りでは、ほとんどの人が身障者用のトイレにはあったほうがよいという回答をいただいております。ただ、一般用トイレになりますと費用もかかるでしょうということで、2割ぐらいの方が利用頻度も考慮に入れるべきというような意見もありました。

その中で、公民館、海洋センター、改善センターの身障者用には温水洗浄便座は入っていません。とりあえず多目的トイレ等の整備ということで、この導入を考えてほしいのですが、この温水便座、今後の整備に加えられるか、お聞きをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 多目的トイレの整備ということになりますけれども、時代の流れから建てかえにおきましては、設置していくことになると思います。現在の障害者トイレを多目的トイレにかえることにつきましては、多目的な機能を備えることとなりますので、本町の施設の利用状況及び設置経費を考えますと、難しい状況であるかなとは考えられます。ただし、障害者用トイレや一般トイレの温水洗浄便座の設置につきましては、必要性を考慮して対応していきたいと考えます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） わかりました、前向きにということで。

必要性ということをぜひ十分考慮ください。ただ、必要性の認識で一つ指摘をしておきますが、このこと同じ敷地内と言ってもいいような隣接している役場と公民館ですけれども、トイレ事情と必要性の認識が違っています。建設時期に多少の時期の差異はありますが、役場の庁舎内は一般用と身障者用に温水洗浄便座があります。これは改修で入ったんですね。でも、公民館は改修対象になぜならなかったのか、この基準の認識がお客様を差別じゃないんですけれども、同一のサービスではないというふうに感じております。公共施設のサービス感覚は同一のもので町民、利用者に提供していただきたいと申し上げておきます。

さて、最後に多目的、多機能トイレは難しいというお話がありましたが、気がついた点でお話をしてこの項を終わります。

多機能トイレについては、TOTOの調査だと65歳以上の人ではいつも使うが12%、たまに使うが31%で、

合わせると4割を超えています。身体障害者や体の不自由な高齢者の優先を担保できれば、一般の人の短時間の使用も大いにあってよいと考えます。効率的ということです。余談ですけれども、多機能トイレは居心地がよいので、化粧室、着がえ、おしゃべりの場になると本来の使用から外れていると指摘もあります。

そういうことも含めて指摘をいたしますが、本町の現在の町の公共施設の身障者用やそれに準ずるものは表記がばらばらなんです。中には車椅子のマークしかないものもあります。いつまでもその当時の設置基準、旧式の基準にとらわれずに、現在の多目的、多機能トイレの設置趣旨に鑑み、優先トイレなどの表示で、電車やバスに優先席やシルバーシートという表示がありますけれども、社会的マナーの周知や啓蒙を図って、一般の人でも有効に利用できる多目的なトイレの設置をお願いして、この項については終わります。

それでは、住宅政策について伺っていきます。

住宅政策については、総合的な大きな視点から見たときに、今後明確な方針を持っているのか、どのように展開していくのか、大いに疑問に思っています。そのところを要旨に沿ってお聞きしていきたいと思えます。

まず、1点目です。

サニータウン米満は町が手がける住宅地ということで、2回一般質問をしています。そのときの目標と言われた年限より早く完売できたようで、着工では現在12戸の方が入居されています。その成果をどのように捉えているか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、サニータウンの完売とその成果でございます。

サニータウン米満につきましては、平成27年11月から販売開始いたしまして、本年4月に13区画が全て完売の運びとなりました。町外への人口流出に歯どめをかけた点など、成功裏に完了したものであるというふうにご捉えてございます。

その効果検証といたしましては、若者定住促進の一環として実施しておりました住宅取得奨励金を交付した方々にアンケートをお願いし、現在回答を受け付けているところでございます。この検証において、本制度の転入に与えた影響、これに関連して社会増の数、建築に当たっての町内業者の利用状況等が明らかになるものと思慮いたしますが、回答の中間状況を見ますと、この奨励金が住宅取得の大きな動機になっており、社会増にも寄与しているものと分析しているところでございます。今後、この施策の存続検討も踏まえ、住宅政策にも密接につながるものと思慮しておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） まず、成果の具体的な数字ですが、2点確認をしたいと思えます。

費用の関係はどうだったのか、支出である総工費、収入である販売代金、また住宅取得奨励金の利用状況、利用額、概算で結構ですから教えてください。

それと、もう一つは回答の集約中ということですが、中間集約でもいいですから、回答の傾向ということで、次の点についてわかる範囲でお答えください。社会増に結びつく町外から移住してきた人は何人なのか、町外、

町内の割合や小・中学生など、子供の人数など、わかる範囲で教えてください。また、これで直接的な税収増につながったかどうか、それについてお聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） まず、費用の関連でございます。

このサニータウン米満にかけました総工費は約5,800万円、販売代金の収入が2,560万円、住宅取得金の奨励金の支払額は10件分で1,290万円となっております。これは既に建物が建設されている12区画分の内数となっております。残る2件は現在申請中であり、ほかに1区画まだ建設されていない区画がありますので、ご報告申し上げます。

次に、町から移住してこられた方の人数につきましては、現在サニータウン米満にお住まいの方44名のうち約7割、30名となっております。また、未成年者については、約4割の19名の方、その内訳は未就学児8名、小学生5名、中学生2名、16歳以上の方が4名というような内訳になってございます。

私からは以上です。

○議長（板倉正勝君） 税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、2点目にありました税収増につながっていますかという質問につきましてお答えさせていただきます。

約66万円ほど町税の税収増となっている状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 具体的な数字があるとわかりやすいですね。現在44名の方がお住まいで、町外の方は30名、未成年者の方は約4割の19名ということで、当初の目標を達成していると思います。平均年齢も低くて、もしかしたら高齢化率、これは全世界平均の8%ぐらいですけども、それを下回って、本町の高齢化率を下げていると。

金額的な検証を少しお話ししていきたいと思いますが、今言われた数字を支出は住宅奨励資金を含めると考えますけれども、約7,000万円強、概算で話しますけれども、収入は販売代金に今後の予想される税収60年分、純増というお話ですから、これを比べると約60年、固定資産税の分を加えるとトントンになると。このことは、又富団地で考えると、毎年約3,000万円の利息を払っているというような赤字体質に比べれば、私は上々の結果だと評価しています。

ところで、最初の成功裏に完了したと言われましたが、販売は完了してはいたけれども、新住民となった移住者の要望や地域のコミュニティーの形成などについてはどう把握しているか、販売だけではなくて、その後のことを町としては考えることが重要だと思いますので、その点についてお聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 新住民の皆様におけるコミュニティー関係なんですけれども、自治会組織としては須田・米満地区における1団体としての位置づけで、米満10班として新規編成されてございます。このこ

とから、例えば防犯灯の設置など、自治会における要望等については、須田・米満地区の区長さんを通じて対応させていただくものと認識してございます。

また、消防団員の関係につきましても、この団地から2名の方が消防団員に所属してございます。このように積極的に自治会組織の活動に関与していただいているというようなことを聞き及んでおります。また、女性のコミュニティーについては、若い世代ということで、お子様の年齢が近いこともあり、子育てをしながら、今後ますますコミュニティーが醸成されていくのではないかとというふうに推察してございます。

全体としてお住まいの方々の世代も近いことから、周辺の草刈り等、地域における全体行事、あるいは会合、そういったものにも積極的に取り組んでおるというふうに伺っております。今後も新コミュニティー、自治組織としてうまくまとまった形で発展されていくものというふうに期待しておるところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） わかりました。

今回、私も移住した新住民の方に直接お話を何人かに伺いました。移住した評価もよく、若者定住促進の住宅取得奨励金も大きなきっかけの要素になった。金額的にも満足しているとのことでした。その中で、町のアフターフォローとかアンケートとかありますかという問いに対して、あったかなという不明確な答えが多かったので、聞いたお話をまとめてお伝えします。

不審者が出たことがありましたが警察関係者も近くにいて安心しました。街灯が少なく暗いです。子供たちの遊び場の公園などが欲しいです。住宅後ろの樹木が気になります。入居者の年代が近いので、居住者同士の会話もあり、LINE仲間もできているそうです。子供たちも遊び仲間がいてよいようです。新住民の方は越してきて、せっかくよい印象を持っていただいているので、好印象が薄れないうちに町民に伝えるような工夫や宣伝していただければよいと思っておりますので、このことをお伝えして次の要旨に入ります。

そんな成果のある事業なら、今後も継続して取り組んでいくべきと考えますが、長南町の住宅政策について、こう取り組んでいくという強い姿勢を感じていないので、総合的な住宅政策や方針があるのか伺いたと思います。また、それに基づいて今後の個別案件をどうしていくのか、伺ってまいります。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、私のほうから総合的な考え方について回答させていただきます。

第4次総合計画に、圏央道のインターチェンジ周辺等の土地利用の推進というような形で位置づけ、こういった小規模住宅開発事業の促進を掲げて事業を実施してまいりました。本年4月に完売いたしましたサニータウン米満は、その一つであるというふうに捉えております。

しかしながら、昨今の人口減少や社会情勢を鑑みますと、町が直接事業主体となって事業開発を行うのは非常にリスクが高いというふうに考えます。商業施設の多い都市部とは異なり、本町のような過疎地域では、外部からの転入による人口増というのを目指すのではなく、町内から転出する若い世代層にいかにとどまってもらうか、あるいは交流人口の増加から移住、定住につなげていくというような視点が肝要であるというふうに考えてございます。

したがって、民間事業者による住宅開発やその誘導施策に重点的にシフトするなど、町の財政10カ年計画に基づく、身の丈に合った展開を今後第5次総合計画をにらんだ中で考えてまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 新規の住宅事業として起こすのは大変なのはわかりますが、過去の住宅政策の非積極的なところが現状の過疎を生み出している一因ともいえると思います。住宅政策の方針は個別に波及することですから、又富団地、町営住宅、空き家対策について伺っていきます。

まず、又富団地ですが、前回の質問では、サニータウンが完売してから考えるようなお話でしたが、現在の状況や今後についての考えがあれば伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） 又富団地についてでございますけれども、平成29年度で大区画用地、集合住宅用地と言っておりますが、2,168平米を販売しました。954平米の大区画用地をもう1区画ございますけれども、954平米の大区画用地を2分割して、その1区画分の446平米を29年度で販売して、本年度はその残りの1区画、508平米も販売ができました。現在残っている区画につきましては、3,126平米と1,069平米の2区画となっております。販売につきましては、ホームページにより幅広く広報させていただくとともに、3,000平米の土地の区画割についても検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） サニータウン米満のよい波及効果があったようで、完売の後に引き合いもあったということなので、今後も十分な活用や販売に向けて、積極的な処理をお願いします。

ところでホームページの話が出ましたが、宣伝ということで、サニータウン米満、好評につき完売、又富団地入居者受付中とか、せっかくよい結果が出たものに対しては、報告とか取り組み、そういうものを町のホームページでも紹介をお願いしたいと思います。町民のうわさ話では、豊栄の住宅のところは家がいっぱい建ったってよと、こんな話で済んでいますので、もう少しきちんとした報告があれば町民もうれしいかと思えます。

それでは、続いて町営住宅に入ります。

1年前について、老朽化について、今後の構想を伺った際に、町の財政計画とあわせ、統合、廃止、建てかえについて検討していくという答弁がありましたが、その後の進展についてお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 町営住宅についてのご質問にお答えしたいと思います。

町営住宅の建設につきましては、公営住宅法に基づきまして、低額所得者の住宅不足の緩和のために、低廉な家賃で住宅供給を行ってきたものでありまして、現在では社会状況の変化や住宅の老朽化等によりまして、

その需要も少ない状況にあります。

ご質問の町営住宅の今後のあり方につきましては、建設当時の目的と現状をもとに、長南町町営住宅管理運営委員会において検討していくこととなっております。先般、本年度における第1回目の委員会を開催したところでありまして、現在は近隣市町村の状況や住宅整備等に係るコストなどを調査をしているところでございます。次回はその結果をもとに検討を進めていきますので、まだ具体的な進展はしていない状況でございます。以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 具体的な進展がしていないそうですが、限界に来ている町営住宅については、明確な方針と目標を持った基本計画が早急に必要だと思っています。そういう中で、今後長南町住宅管理運営委員会で検討していくそうですが、私が住宅の委員になる前では、ほとんどこの委員会、開催されていませんでした。委員のときでも年に1回程度しか開かれておりません。

また、この委員会の委員の過半数が議員で、チェック機関の人間が方針を決定していくのも少々違和感を持っています。また、任期も2年で、同じ委員の任期中に答申が出るのかも疑問です。これは行政としてどう考えていくか、これを重要に考えていただいて、このことを強く指摘して次に移ります。

空き家についてですけれども、空き家の掘り起こしや紹介だけではなく、他町に例があるように、町自らが借りたり、買い取ったりして使用する方法もあると聞いていますが、このことについて検討されたことがあるかどうか、伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 検討されたことがあるかというようなご質問でございます。

平成26年度にご案内のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されまして、翌年の5月に施行されたところでございます。本町においても、特定空き家に係る調査を実施して、次の段階で空き家等対策基本計画を策定した上で、自主財源に全額頼らないで、できるだけ国庫補助金等を充当していくような施策を考えて、お試し住宅などのメニューを検討した経緯等はございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 空き家は町が貸して町営住宅のようにしている先進自治体もあるそうなので、そういう例を調査や研究して、有用な町の空き家財産をぜひ活用できるよう検討してください。

以上で住宅政策について終了します。

続いて、件名の3点目、超高齢社会に向けた対策について伺ってまいります。

長南町の高齢化率は40%を超えていて、超がつく時代に入ってきました。ちなみに65歳以上の人が21%を超えると超高齢社会で、全世界平均は8%くらいだそうです。だから日本というか、長南町もすごい超高齢社会になっているということになります。さらに、今後も高齢化率も上がっていくと考えられます。

その中で、健康で長生きできる社会が望まれています。現状を把握して、将来を見据えた取り組みが必要と考えます。今回はボランティア有志でつくられているNPO高齢化社会を考える会長南に所属している会員と

して、その会に2人いる議員の1人として、そこで討議されている内容も含めてお聞きしていきたいと考えます。

それでは、1点目の要旨を伺います。

認知症については、2年前に丸島議員も質問されていますが、当時に比べさらに認知症の問題は社会的に、地域的に、より身近な問題として、テレビなどでも大きくクローズアップされてきております。

そこで、現在の取り組み状況とそれを踏まえた今後の取り組みについて伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

○福祉課長（荒井清志君） それでは、長南町の認知症対策というか、取り組みについてお答えいたします。

本町では、本年度から認知症の早期発見、早期支援に向けて、認知症初期集中チームを町包括支援センターの中に編成をしました。メンバーは包括支援センターの社会福祉士、介護支援専門員、保健師の職員と認知症サポート医で構成されております。本町のサポート医には、認知症の専門医である上野先生、坂本に在住していただいておりますが、就任していただいております。月1回、チーム員会議を実施しまして、それまでに相談のあった認知症の高齢者、それぞれの支援、介護方法をチームで検討し、実践しているところでございます。

認知症の中には改善できる症状もありますので、早期に相談してもらえよう、認知症初期集中チームの存在を広く周知していくとともに、認知症の対策については、何より認知症の正しい理解の普及だと考えておりますので、認知症サポーター養成講座や元気教室等の開催を通して普及に努めてまいります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今伺った中では、認知症初期集中支援チームもできて、認知症サポート医や支援対策も進んでいるようですが、肝心なところで町内にどれくらいの認知症の方がおられるか、そういうことが把握できているか、また把握できている分についての対応はどうされているか、これについてお聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

○福祉課長（荒井清志君） 町内の認知症のまず人数でございますが、それを把握しているかということなんですが、認知症とは物忘れ、自分の周囲の状況がわからない。理解力の低下、判断力の低下などの認知機能障害と呼んでおりますが、認知機能障害が出ること、これと日常生活、社会生活上支障が出る。これを生活障害と呼んでおりますが、この2つの存在が合わさった場合が認知症となります。多少物忘れや理解力、判断力が低下したとしても、日常生活や社会生活に支障がない場合は認知症ではありません。

ご質問の認知症の人数ですが、専門医の診断を受ける方は少ないので、正しい認知症の人数は把握できるものではないと思っております。ただし、本町の介護保険の認定者数557人の方々のかかりつけ医の意見書を調べてみますと557人中444人、約8割が認知症、あるいは認知症の疑いがあるとかかりつけの医者は見ております。これは平成28年11月のデータですが、人数については以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） ありがとうございます。



444人という、本町は8,000人の町ですから、20人に1人以上、これがデータですけれども、私が少し言いたいのは、認知症は普通の病気と違い、自らがついて自発的に病院に行く方もいないと聞いています。また、家族の中でも認知症の家族がいることを隠しているような部分も少なからずありまして、そういう部分から認知症の発見が遅れ、認知症の方を家族で支え切れずに、苦渋の決断で病院や施設に送られている例も数多く聞いております。認知症も取り組みによっては症状の改善や進みが緩やかになることがあります。また、何よりも予防で抑えることもできます。そういう意味で、隠れている認知症の方への取り組みや社会的啓蒙をお願いして次の質問に入ります。

要旨の2点目です。

高齢者がただ長生きするだけでなく、健康に長生きすることは大事です。前述の認知症にならないためにも、普段から日常的な会話や何らかの社会的活動参加が大切だと言われています。和気あいあい事業などを地域に広げていくことや地域に高齢者の集まりの場を提供することは非常に重要だと思っています。

また、認知症カフェに対する取り組みはまだなされていないようですが、既に町内では山内地区に花壇の整備と近くのお年寄りの憩いの場として、おしゃべり農園というあずまやがあって、月に2回開催されているそうです。

また、最近芝原にはまきばという認知症カフェに似たものもオープンして活動を始めました。こういう施設は、認知症の予防に非常に役立つわけですが、町民の健康で長生きするという生きがいという大きな利益につながると思いますが、こういうことに対して有形、無形の応援や支援はできないのか、これについて伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

○福祉課長（荒井清志君） 個人や地域、NPOなどの団体が行う介護予防や認知症の予防事業に対して、町として人的支援や経済的支援ができないかという質問になるかと思いますが、介護保険事業計画の介護予防・日常生活支援総合事業、これは総合事業と呼ばれる事業ですが、この中で地域の実情に応じて地域住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させていくことで地域で介護予防に取り組む、言い換えれば地域の支え合いづくりを推進することとしております。

町の社会福祉協議会でやっている和気あいあい事業は、緩和されたデイ・サービスにもなりますし、認知症カフェについては、介護予防として運営費の助成を行っている市町村もございます。この総合事業により、比較的自由に市町村が介護予防のためのサービスを創造して、提供できるような仕組みになってきております。個人や地域、NPOなどの団体が行う介護や認知症の予防事業の中には、この総合事業に取り込めるものもありますので、相談に応じていきたいと考えております。

総合事業に取り組める事業となりますと、補助金等の助成の対象、経済的支援にもなります。また、人的支援という面では、個人、地域、NPOが主体となって行う介護予防の事業やその活動についての育成も必要であるとと考えておりますので、できるだけ協力や支援をしていきたいと考えております。ただ、人的支援の範囲は幅広く、内容について支援できないこともあることはご理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番(森川剛典君) 発言の趣旨をご理解いただいて、最後の部分ではなくて、最初に言ったように、予防などの取り組みに対して総合事業、こういうもので有形、無形に応援していただいて、ぜひこのことが進むようにお願いして、次の要旨の3に入ります。

超高齢化社会では超高齢者の運転も多くなり、認知的な情報判断能力の欠如により高速道路の逆走など、社会問題となってきています。また、家族の心配やトラブルもあると聞いています。そういう中で、10月に行われた長南町の議員研修では出雲市に訪れて、高齢者の運転免許自主返納について研修してまいりました。しかし、場所柄からも優遇措置のお話しか耳に残っておりません。

そういう中で、千葉県のことを調べてみると、20の自治体で既に実施しており、近隣町村では茂原市、長柄町、睦沢町、長生村が先行して行っています。この取り組みには、自主返納する意味合いや返納者の理解や周知が必要であり、また単なる返納の特典や優待でなく、返納後は交通弱者となる運転免許自主返納者などのように、視点でカバーしていくということが大事になります。本町でも、平成31年度から交通協議会に提示された取り組みの予定があるようなのですが、今後どのように高齢者の運転免許返納の取り組みを町として考えていくか伺います。

○議長(板倉正勝君) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長(田中英司君) それでは、運転免許の関係、自主返納の関係についてご回答申し上げたいと思います。

いわゆる申請による運転免許証の取り消し、この自主返納については、身体的な理由等により住所地を管轄する公安委員会などに対して、本人または代理人が申請することによって、運転免許を取り消すことができ、同時に運転経歴証明書の交付を希望することもできる制度でございます。現在まで、本町が行ってきた支援事業については、平成24年12月に高齢者交通事故防止の相互協力に関する協定を県タクシー協会外房支部及び管轄警察署と締結し、運転経歴証明書を提示することで、利用料金の一部を割引、乗車運賃の1割引をしております。また、広報ちょうなん10月号、最近のその内容について、大きく紙面を割いて周知したところであります。現在、地域公共交通網形成計画に基づきまして、免許返納に対する優遇措置の検討を法定協議会であります長南町地域公共交通活性化協議会に諮っているところでございます。

いずれにいたしましても、高齢化が一層進展していくことから、警察署、交通事業者などの関係機関と連携、協力して、持続可能な地域公共交通網を形成し、高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(板倉正勝君) 森川剛典君。

○7番(森川剛典君) 今のお話で、環境整備をしていくということですが、運転免許証自主返納については、高齢者の運転に非常に多くの危険が潜んでいるので、これに啓蒙や返納した場合の家族の協力も必要だと考えると、企画政策課だけの取り組みではないと思いますので、今後はどこの課が主体でやっていくのか、これについてお聞きします。

○議長(板倉正勝君) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） この運転免許証の自主返納につきましては、常時総務課を中心に、高齢者が不安を有する交通安全面の観点から、啓蒙活動をここ数年実施しております。また、返納云々にかかわらず、福祉課所管の福祉タクシーの利用や介護保険制度による介護予防・日常生活支援総合支援総合事業による連携を講じていく必要もあるものと考えます。

企画政策課では、全般を網羅する公共交通機関等の施策を含め、庁内で横断的に検討しております。また、専門的な外部委員も含めた地域公共交通活性化協議会で運転免許証の自主返納の課題にも視点を向け、幅広く協議をしている状況でございます。したがって、特にこのままで個々に所管する担当課ごとに対応しておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 最後に意見を言って終わりですが、現状のまま担当課ごとの対応ということですが、取り込まれる対象の方、自主返納する人は1人なんですね。この返納はできても、その後のことが一番問題なんですね。NPO高齢化社会を考える会長南では、来年の1月の講演会の寸劇で、認知症者の運転の危険と高齢者の運転免許自主返納などの対策を題材に寸劇も予定されています。その中で、自主返納した人は病院や買い物など非常に不便になると言われています。特に家族のいない人、家族がいても運転免許証を持っていない人の場合は、高齢で危険運転の可能性が大であっても、これは自主返納は難しいと討論されています。そうになると、高齢者の運転ですが、危険だと、町民のそういう安全にも問題があります。

ということで、単に所管の課の取り組みではなくて、実質的に役に立つように、町民のAさんの場合は巡回バスの利用で病院の通院とか、Bさんの場合はデマンドタクシーでお買い物とか、生協の配達サービスや民間配達サービスの紹介で買い物ができるとか、生活実態に合わせた自主返納のモデルケースなどを考えていただいて、こういうことも含めて実質的な自主返納、役に立つ自主返納の取り組みをしていただきたいということを伝えまして、私の一般質問を終了します。

○議長（板倉正勝君） これで7番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第11、発議第1号 長南町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

4番、御園生 明君。

〔4番 御園生 明君登壇〕

○4番（御園生 明君） それでは、発議第1号 長南町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を申し上げます。

新旧対照表もあわせてごらんいただきたいと思います。

発議第1号 長南町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定につきましては、第4条で規定している傍聴

手続について、個人情報保護の観点から、現行の傍聴人受付簿から傍聴人受付票に改正をお願いするものです。現在は順番に記入する方法で個人情報が見られてしまうことから、受付票にするものでございます。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行させていただくものでございます。

議員各位には、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから発議第1号 長南町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 長南町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第12、発議第2号 長南町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

4番、御園生 明君。

〔4番 御園生 明君登壇〕

○4番（御園生 明君） それでは、発議第2号 長南町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

これまでの全員協議会で、現在現状維持か削減かの無記名による投票により、同数で現状維持ということで決定しているのはご承知と思います。今回、議会運営委員会の中で、もう一度本会議の中で皆様方の意思を確認したほうがよいという意見が出ました。議会だより、個人的な新聞等で住民の知るところでございます。そのときから時間も経過し、住民の関心も高くなってきている状況でありますので、私たちが代表で発議することになりました。当然、一人一人の考えがあり、削減を主張する方は、1人、2人、4人の削減の方もおります。自分の考え方に合わない方もいると思います。

議員定数につきましては、何人が適正な定数なのかは規定にはございません。1人削減の私たちの考えは、近隣町村の状況では12名ですが、町の特性を踏まえた中で、人口、また面積、集落数、なおかつ4地区が依然と根強くあり、そうしたことを考慮した結果であり、また平成27年、就任間もなく13人体制でやってきましたが、支障がなかった経験などを踏まえ、1人削減もやむを得ないと判断したところでございます。定数を削減することは、全員協議会では議論されておりません。削減も議会改革の一つと考えます。

以上のような理由でございますので、よろしく願いますところでございます。

附則でございますが、第1項ではこの条例は平成31年1月1日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙、つまり平成31年4月の選挙から適用しようとするものでございます。

第2項では、長南町議会委員会条例の一部改正でございまして、議会議員の定数を定める条例の改正に合わせて、議会委員会条例で規定している産業建設常任委員会の定数を5人から4人に改めさせていただくものです。

第3項では、経過措置として、議会委員会条例の改正は平成31年4月の一般選挙により選出される議員の任期の初日から適用し、それまでの間は従前のおりとする規定でございます。

議員各位には、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから発議第2号 長南町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

河野康二郎君。

○6番（河野康二郎君） 反対の討論を行っていきたいと思います。

ただいま4名の議員により、近隣町村や県外同規模団体の状況を鑑み、議員定数について削減するとして、1名削減、定数13名とする議員定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての発議提案がなされました。

議員定数をめぐる情勢は確かに削減傾向にあります。この削減理由の多くは、人口減少や財政状況、そしてこのことを理由にした住民要求、要望にあると思います。この範疇では定数削減を避けて通れない状況にあるということについて、私も理解するところです。だからこそ、私たちの議会でも議員定数について、議論を取り組んできたのだと考えています。

昨年3月の議員全員による打ち合わせ会議を皮切りに、計8回の討論が行われました。その到達点は1名、

2名削減から4名削減までの幅で定数削減の意見があったものの、現状維持の意見が半数を占めたということです。その中心的な意見は、仕事量に見合う定数の議論として、議会議員の仕事を明確にする討論を優先すべきとの主張であったと思います。

この討論の経過を受けて、この第4回定例会を前にした討論の集約として、定数については現行とするということが合意内容であったと思います。議員発議を否定するつもりは毛頭ありませんが、議員間の積み重ねた討論経過は互いに尊重されなければならないと考えています。言うまでもなく議会は自治体首長と二元代表制のもとで合議体という性格を持っています。そして、自治体と同様に住民福祉の向上に寄与するものとして、議案の議決、行政の監視、政策立案という役割を担っています。その活動形態は、情報公開、住民参加、議員間討論を実践するものでなくてはなりません。このことは、私たちが10月の議員研修視察の成果でもあったと思っています。

このような議員の役割から、議員定数は地域民主主義の実現、住民自治を深化、充実させるための条件であるとも言われています。言い換えれば、議員集団として、議会は地域民主主義を実現し、住民自治を深化、充実させる取り組みを行うために、何人の議員が必要なのかということだと思います。つまり議会活動を保障する基本的なものが定数なのだと考えています。

議員定数をめぐっては、地方自治法によって地方議会の議員定数設定の自由化が図られてきました。このような中で、定数論議は議会と議員の役割とその仕事を前面に押し出し、議員自らと合議体としての議会自らの発想を持った討論が必要だと思っています。定数は科学的根拠を持たない政策であり、政治決断と言えるものです。だからこそ説明責任を伴います。もちろん同様な視点から、委員会の性格、委員会数、委員会の構成人員等についても討論が必要だと思っています。

昨年3月から議長を中心とした議員諸氏の努力の中で、よりよい議会を実現しようと開始してきた議員間討論の取り組みは道半ばだと思っています。道半ばだからこそ、先ほど述べたように、この定例会を前にして討論の集約があったのだと思っています。

冒頭、私も定数削減は避けられない状況にあるということについて、理解できると言ったのは私自身の自戒の弁でもあります。議会や行政に対する民意としての住民の意識、意見はうそはないと思います。議会設置は義務づけられているという中で、議員定数と議員報酬は少なければ少ないほどいい。では、なぜ住民は議員の定数削減、報酬削減を望むのでしょうか。この住民感情の要因は、表向きにはさきに述べた人口規模やコスト論が主だと思います。でも、その本質は議会が住民に見えないことから、議会不要論の立場からのものであり、現状の地方議会が地方分権のもとで議会本来の役割を果たしていないからだと言われています。

こうした中で、現在多くの自治体、議会が少子高齢化、人口減少の中で、行政改革、議会改革に取り組んでいます。私たち長南町議会も、今端緒についた道半ばの手がけた取り組みを継続し、発展させることこそが持続可能な社会、地域を創造するために必要な取り組みであると考えています。

以上、定数削減について理解しつつも、よりよい議会の実現、議会改革につながる端緒についた道半ばの議員間討論を大事にしたいという思いから、そして議員定数は住民が議員に立候補するに当たって考慮する重要な条件であるということ、したがって住民とともに考える必要性があるということ、そして十分な周知期間も必要であることから発議に反対をします。

終わりに、よりよい議会の実現、議会改革に対する認識の差があれ、議会改革を議員共通の課題としながら、その改革の道具としての議会基本条例の検討などの取り組みを発議提出者や、あるいはその賛成者、そして全ての議員とともに進められることを切望しながら発言を終わりたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、加藤喜男君。

○11番（加藤喜男君） それでは、今の発議対しまして賛成の立場で発言をいたします。

私は、かねてよりこの規模の自治体であれば10名程度でいいんじゃないかというような発言を今までしてきたおわけですが、この議員定数につきましては、先ほどのとおり、人口、面積、近郊の自治体の状況等、いろいろな要素が絡み合い、非常に難しいわけであります。今回の発議案は10名でないことから、ある意味では反対でございますが、このまま進まない状況よりも今回で1名減となることは、ひとまず賛成をいたすものであります。ただ、今回1名の減となった場合としても、これに落ちつくものではなく、改選後の議員各位におかれては、引き続き議員定数について検討していただくように切にお願いをするわけでございます。

そういう意味で、今回の1名減には賛成するわけですが、定数の減が議会改革であるということは、これはちょっといかなものかと考えておりますので、そういう議員定数が議会改革になるということは、ちょっと私は反論いたしながら、1名減に賛成をするものであります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 報告をいたします。

本日の会議は議事進行上の都合により、会議規則第9条第2項の規定によりまして、会議を延長いたします。

それでは、原案に反対者の発言を許します。

岩瀬康陽君。

○3番（岩瀬康陽君） 3番議員の岩瀬でございます。

私は以前から申しておりましたけれども、本町の議会活力の向上がまず一番大事だという観点から反対討論をさせていただきます。

私は、近隣自治体や全国の自治体の議員定数の動向及び今後も本町の人口減少が確実視される中で、本町においても、人口比等から議員定数の削減は必要と考えております。しかしながら、今まで議会全員協議会等で定数について協議を重ねてきた中で、近隣町村などの定数削減状況等を一つのよりどころとして、本町でも1名、2名、そして4名の削減が必要ではないかと、さまざまな意見が述べられてきております。また、住民側からは議会が何をしているかわからない。執行部の追認機関だと指摘されております。

つまり定数削減だけでなく、議員の資質の向上を図って、積極的な情報発信等が図れる開かれた議会並びに議会本来の機能である審議の充実と活性化を図る議会改革にもあわせて取り組むべきだとの意見もあったはずでございます。つまり議会改革を置き去りにして、小手先だけの定数削減では住民の議会満足度を向上させることは難しく、議会に対する不信任、不要論等は消えるはずがないと認識するべきです。このような状況の中で、発議権の行使を否定するものではありませんが、私は合議体としての熟議がまだまだ不十分であり、この発議は拙速と言わざるを得ないと考えております。

私は行政監視と政策立案及び多様な民意反映機能の低下が生じないように、議員定数の削減と議会改革を一

体として捉えて、引き続き協議、検討を進めて定数を決定していくべきではないかと強く思っております。そして、当議会は見識の高い議員がそろっておりますので、私と同意見、考えの方がほとんどだと思っております。つまり私は今回1名の定数削減発議は拙速であり、住民受けを狙った何物でもなく、住民の議会満足度と議会活力の向上に結びつかないと判断いたしますので、本発議に反対するものであります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 長南町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定に反対するものです。

地方自治法は、住民福祉の増進を図る町政のチェックアンドバランスという監視機能、また提案機能を果たせる大きな役割があると書かれております。

議会は多様な町民の声が届く数が必要です。議会、議員に対して議員は何もしていない。報酬が高過ぎる。議員が多くても意味がないなど、非常に厳しい声が聞かれます。そこには議員が議員としての責任を果たしておらず、議員の仕事が見えてこないという不満が根底にあります。議員が議員らしい仕事をしていれば、有権者も認めてくれるはずです。議員は少なければ少ないほどいい意見と、多様な民意を代表すべき議員の役割についての重要性などは語られておりません。議員は減らすべきではなくて、働かせるほうがよいのです。

議員は住民にとっての地方自治の活用や拡大のために、会議の基本的な仕組みとルールに即して地方自治体の事務全体にわたり、執行機関の仕事に対する監督、監視する権限もあわせて持っております。議員が少なくなれば少数派の意見が反映できないばかりか、行政の監視、監督機能も弱体してしまうおそれがあります。これは住民にとって政治の参加への権利侵害と言わざるを得ません。

とにかく議員を減らせばいいという意見は、議会、行政を住民から遠ざけ、命と暮らしを守る自治体の役割を弱めるものになってきます。町長の提案に何でも賛成し、チェック機能を果たさない議員が問題があると言わなければなりません。町民の皆さんに議会の内容を知らせる、議会改革の議論は始まったばかりです。もっと議論を行い、深めることが必要と考え、長南町議会の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定に反対とします。

○議長（板倉正勝君） ほかに討論ありませんか。

森川剛典君。

○7番（森川剛典君） それでは、議員定数削減に向けて賛成の意見を言わせていただきます。

反対の交互にできなくて、大変申しわけないです。私も余り準備はしていないんですが、私の意見を言わせていただきます。

まず、この議員定数については、先送りをしてきて、今非常に活発な議論が続いているということは非常に私はいいことだと思います。それぞれメリットもあり、デメリットもあります。

そういう中で、私は2名減の12名減でいいと思っておりましたが、削減の人数については、これは議論にいきませんでした。でも、この間住民の意というのは、削減という意見があります。それを考えたときに、財政規模や自治体の規模、この定数も余り削減すると限界もあるので、限界に近づいていると私は思っています。

そういう中で考えていく中で、沖縄でありました14人、7対7と議長も決まらないうと、議決機関である私た



ちは、議決を大事にしていかなければいけない。そう考えたときに、今回1名で13名という数字は議長も決まる。6対6になった場合は、それは議長が決して決めればいい。議員の数が7対6になるのはしようがないと、このように考えて、1名減でやむを得ないのかなと。そして、働くというか、議員の住民に向けて発信していくことをこれは大いにやっていかなければいけないと考えております。

ただ、与えられた人数、13人で十分できると私は考えております。それは削減が削減ではなくて、14名の定員が不幸な事件がありまして、13名でも行っておりました。その後にもまた不幸なこともありまして、12名で私どもの議会をやっておりました。ということは、その人数でもできると私は考えております。そういう人数の中、与えられた規模の中の人数で私たちは頑張っていく、そういう中で今回は13名で私はいいと思っていますので、この意見に賛成をいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかにありませんか。小幡安信君。

○2番（小幡安信君） 2番の小幡です。

賛成のほうの討論をさせていただきます。

反対、賛成さまざまな討論、議論、湧き起こりましたが、議員の皆様ご存じのように全員協議会においては、7対7ということで同数でありまして、今回発議はしないということで一旦決まったことはご存じのことかと思えます。それがなぜ発議することになったのかということを考えれば、そこには住民の思惑というか、住民の意見というか、住民の無言の圧力ですか、そういうものが議員の中に浸透して、こういうことになったのではないかと私は考えます。

反対意見、賛成意見、いろいろございまして、もっともなことではございますけれども、ここに至った経緯を重々勘案いたしまして、一言に私は賛成するものでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 長南町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本定例会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則

第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これをもって会議を閉じます。

平成30年第4回長南町議会定例会を閉会します。

（午後 5時15分）